

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 1 6 日

別記（建設業団体）宛

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課

見積書における必要経費の内訳明示状況等に関する調査
（ウェブアンケート）へのご協力のお願い

各建設業者団体の皆様におかれましては、平素より国土交通行政の推進にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

令和 7 年 1 2 月に全面施行となった改正建設業法において、建設工事における材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金（以下「必要経費」という。）について、見積書における内訳明示の対象として位置づけ、著しく低い額での見積り等を禁止したところです。

こうした状況を踏まえ、労務費、材料費、法定福利費等の必要経費を内訳明示した見積書の提出状況などについて、取組の進捗を把握するとともに、今後の取組のための基礎資料を作成することを目的として、建設業者を対象としたアンケート調査を下記の通り実施いたします。

御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、アンケート調査の実施・回答につきまして、会員企業へ周知をお願いいたします。多くの会員企業からご回答いただけるよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本調査は、建設業における処遇改善策に関連する取組の進捗状況の把握を目的としたものです。ありのままをご回答いただきますよう、会員企業にご周知いただければ幸いです。

記

1. 調査の目的

令和 7 年 1 2 月に全面施行となった改正建設業法に基づく、労務費、材料費、法定福利費等の必要経費を内訳明示した見積書の提出状況などについて、建設業界における現状を把握することを目的に、建設業者に対してアンケート調査を行う。

2. 調査対象

全国の建設業許可業者（法人・個人などの会社形態は問わない）

3. 調査の流れ

- ①国土交通省から各建設業者団体に調査の周知を依頼。
- ②各建設業者団体から会員企業に対してアンケートの実施を周知。
- ③WEBアンケートにより、各企業から直接回答。
- ④調査実施主体（PwC コンサルティング合同会社）にて集計。

4. アンケートページ

<https://www.pwc.com/jp/ja/news-room/2026/mlit-research.html>

5. 回答期限

令和8年10月30日（金） 18時

6. 問い合わせ先（アンケート事務局）

Mail : jp_info_mlit_workstyle-mbx@pwc.com

TEL : 080-7422-7313（平日 10:00-18:00）

＜担当＞

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課

建設キャリアアップシステム推進官 小川

普及推進係 蔦澤

Tel 03-5253-8111（内線：24828）

03-5253-8281（直通）

(建設業団体)

全国管工事業協同組合連合会

(一社)日本空調衛生工事業協会

(一社)日本建設機械施工協会

(一社)日本塗装工業会

(一社)全国建設業協会

(一社)日本左官業組合連合会

(一社)日本サッシ協会

(一社)日本電設工業協会

建設工業経営研究会

(一社)海外建設協会

(一社)日本道路建設業協会

(一社)日本埋立浚渫協会

(一社)鉄骨建設業協会

(一社)日本建設組合連合

(一社)全国中小建設業協会

(一社)建設産業専門団体連合会

建設業労働災害防止協会

(一社)情報通信エンジニアリング協会

(一社)日本橋梁建設協会

(公社)全国鉄筋工事業協会

(一社)プレハブ建築協会

(一社)全国さく井協会

(一社)日本鳶工業連合会

日本室内装飾事業協同組合連合会

(一社)日本タイル煉瓦工事工業会

全日本板金工業組合連合会

(一社)日本エレベーター協会

(一社)情報通信設備協会

(一社)全国建設産業協会

(一社)全国クレーン建設業協会

(一社)日本造園建設業協会

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会

(一社)日本機械土工協会

(一社)日本シャッター・ドア協会

(一社)全国建設室内工事業協会

(一社)日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会

(一社)建築開口部協会【旧:(一社)カーテンウォール・防火開口部協会】

(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会
全国建具組合連合会
(一社)日本保温保冷工業協会
(一社)全国基礎工事業団体連合会
全国建設業協同組合連合会
(一社)日本ウェルポイント協会
(一社)日本グラウト協会【旧:(社)日本薬液注入協会】
(一社)日本建設躯体工事業団体連合会
(一社)日本海上起重技術協会
(一社)日本造園組合連合会
せんい強化セメント板協会
(一社)日本建設業経営協会
全国浚渫業協会
(一社)土地改良建設協会
(一社)全国防水工事業協会
(一社)日本基礎建設協会
(一社)全日本瓦工事業連盟
(一社)日本型枠工事業協会【旧:(社)日本建設大工工事業協会】
(一社)全国ダクト工業団体連合会
日本外壁仕上業協同組合連合会
(一社)日本建築大工技能士会
(一社)四国空調衛生工事業協会【旧:(一社)四国電気・管工事業協会】
(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
(一社)全国タイル業協会
(一社)日本厨房工業会
(一社)重仮設業協会
(一社)日本計装工業会
全日本電気工事業工業組合連合会
日本圧気技術協会
(公社)日本エクステリア建設業協会
(一社)全国道路標識・標示業協会
(一社)日本金属屋根協会
(一社)斜面防災対策技術協会
(一社)全国建設産業団体連合会
(一社)日本下水道施設業協会
(一社)日本内燃力発電設備協会
(一社)日本建築板金協会
消防施設工事協会

(一社)日本運動施設建設業協会
全国圧接業協同組合連合会
(一財)中小建設業住宅センター
全国マスチック事業協同組合連合会
(一社)全国ポンプ・圧送船協会
全国板硝子工事協同組合連合会
(一社)日本屋外広告業団体連合会
(一社)日本家具産業振興会
(公社)全国解体工事業団体連合会
(公社)日本推進技術協会
日本建設インテリア事業協同組合連合会
(一社)日本ウレタン断熱協会
(一社)日本配管工事業団体連合会
(一社)ビルディング・オートメーション協会
(一社)日本トンネル専門工事業協会
(一社)日本アンカー協会
(一社)日本ツーバイフォー建築協会
(一社)日本木造住宅産業協会
(一社)日本潜水協会
(一社)全国特定法面保護協会
(一社)日本在来工法住宅協会
ダイヤモンド工事業協同組合
(一社)日本建設業連合会
(一社)フローリング協会
(一社)全日本漁港建設協会
(一社)マンション計画修繕施工協会
(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会
(一社)全国建行協
(一社)コンクリートパイル建設技術協会
(一社)樹脂舗装技術協会
(公財)建設業適正取引推進機構
(一社)送電線建設技術研究会
(一社)日本発破・破砕協会【旧:日本発破工事協会】
(一社)全国中小建設工事業団体連合会
(一社)コンクリートパイル・ポール協会
全国建設労働組合総連合
(一社)JBN・全国工務店協会
(一社)日本管路更生工法品質確保協会

(一社)全国住宅産業地域活性化協議会
(一社)日本築炉人材育成協会
(一社)鉄骨現場溶接協会
全国サイディング事業協同組合連合会
(一社)窓廻り装飾事業協会
日本住宅パネル工業協同組合
(一社)日本建設あと施工アンカー協会
(一社)全国建築測量協会
全国仮設安全事業協同組合
(一社)日本パルスレーザー振興協会
(一社)全信工協会
(一社)日本足場会
企業連合事業協同組合
(一社)全国建設技能支援機構

今後の建設業をより良くするため

アンケート調査 にご協力ください

令和8年度
見積書における必要経費の内訳明示状況等に関する調査
ウェブアンケート

対象：全国の建設事業者（会社形態（法人・個人）を問わず）

この調査は、令和7年12月に全面施行となった改正建設業法に基づく、労務費、材料費、法定福利費等の必要経費を内訳明示した見積書の提出状況などについてお伺いするものです。
ご回答いただいた結果は、建設技能者の処遇改善の取組を検討するための基礎資料とさせていただきます。
担い手確保に向けた今後の建設業をより良くするための本取組へ、皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。

回答期間

令和8年9月16日（水）
～令和8年10月30日（金）

専用Webページ

<https://www.pwc.com/jp/ja/news-room/2026/mlit-research.html>



アンケート詳細は Web ページをご覧ください。

令和8年度 見積書における必要経費の内訳明示状況等に関する 調査 ウェブアンケート

この調査は、令和7年12月に全面施行となった改正建設業法に基づく、労務費、材料費、法定福利費等の必要経費を内訳明示した見積書の提出状況などについてお伺いするものです。ご回答いただいた結果は、建設技能者の処遇改善の取組を検討するための基礎資料とさせていただきます。皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。回答によっては、内容について個別に問合せさせていただきますのでご了承ください。

次の方はご回答頂く必要はありません

現時点で建設業の事業活動を終了（解散・廃業・吸収合併されたなど）している場合は、以降の設問に回答する必要はありません。下記の項目にチェック（✓）のうえ、送信してください。

☐ 既に建設業の事業活動を終了（解散・廃業・吸収合併）しているため、回答できません。

はじめに

【回答時間】 設問の大半は選択形式で、回答内容によって設問数が増減いたします。回答時間は、30分以上かかる場合がございます。お時間の許す際にご回答いただければ幸いです。

【調査対象時期】 特に記述がない限り、現在の状況を尋ねる設問は令和8年9月1日現在の状態を記入してください。また、近年の受注工事に関する設問については、直近1年間（令和7年10月以降）に請け負った工事について記入してください。

設問後半では、公共工事および民間発注工事の中から、特定の一現場における建設技能者の人数と平均賃金（日額）をお答え頂きますので、関係資料をあらかじめご用意ください。

【記入上のご注意】 回答途中でブラウザを閉じたり、パソコンを終了させたりすると、それまでに入力された情報が失われ、再入力が必要になります。お手数をおかけしますが、連続してご記入いただきますようお願いいたします。

貴社の概要について

会社名	[]都道府県		会社の形態(○は一つ)	1 法人 2 個人
建設業許可 (○は一つ) ※複数の許可をお持ちの場合、年間完成工事高が一番多いものを一つ回答して下さい	1 国土交通大臣(特定) 3 都道府県知事(特定) 2 国土交通大臣(一般) 4 都道府県知事(一般)			
主な許可業種 (○は三つまで) ※複数の許可をお持ちの場合、主な事業を三つまで回答して下さい	1 土木工事業 8 電気工事業 14 しゅんせつ工事業 21 熱絶縁工事業 28 清掃施設工事業 2 建築工事業 9 管工事業 15 板金工事業 22 電気通信工事業 29 解体工事業 3 大工工事業 10 タイル・れんが・ブロック工事業 16 ガラス工事業 23 造園工事業 4 左官工事業 11 鋼構造物工事業 17 塗装工事業 24 さく井工事業 5 とび・土工工事業 12 鉄筋工事業 18 防水工事業 25 建具工事業 6 石工事業 13 ぼ装工事業 19 内装仕上工事業 26 水道施設工事業 7 屋根工事業 20 機械器具設置工事業 27 消防施設工事業			
資本金 (○は一つ) ※会社形態が個人の場合は記入不要	1 300 万円以上 500 万円未満 6 1 億円以上 3 億円未満 2 500 万円以上 1,000 万円未満 7 3 億円以上 10 億円未満 3 1,000 万円以上 2,000 万円未満 8 10 億円以上 100 億円未満 4 2,000 万円以上 5,000 万円未満 9 100 億円以上 5 5,000 万円以上 1 億円未満			
従業者数 (○は一つ) ※期間の定めのある従業員、及び直接的な雇用関係がない従業員を除く全就業者の数	1 1 人 4 10 人～29 人 7 300 人～499 人 2 2 人～4 人 5 30 人～99 人 8 500 人～999 人 3 5 人～9 人 6 100 人～299 人 9 1,000 人以上			
完工高 (○は一つ) ※直近の年間完成工事高	1 5000 万円未満 4 3 億円以上 5 億円未満 7 30 億円以上 50 億円未満 2 5000 万円以上 1 億円未満 5 5 億円以上 10 億円未満 8 50 億円以上 3 1 億円以上 3 億円未満 6 10 億円以上 30 億円未満			
総工事高に占める 元請・下請工事の 割合 (○は一つ) ※今年度、貴社が請け負った工事について	1 8 割以上が元請工事である 2 8 割以上が下請工事である 3 元請・下請が混在している			
特定企業への 専属比率(○は一つ) ※最も仕事をもらっている企業からの下請完工高が、総完工高に占める割合	1 10%未満 5 70%以上 100%未満 2 10%以上 30%未満 6 100% 3 30%以上 50%未満 7 下請として受注することはない 4 50%以上 70%未満			

以下の設問では、令和7年10月以降の貴社の状況について教えてください。

F1 令和7年10月以降に貴社が請け負った工事で終了した工事の、主な発注者(施主)を教えてください(複数選択可)。

- 公共工事(国関係の発注)
- 公共工事(地方公共団体関係の発注)
- 民間発注工事(NEXCO、J-Power、JR、UR、電力・ガス等の特殊法人等)
- 民間発注工事(民間企業等)
- 民間発注工事(ハウスメーカー)
- 民間発注工事(個人)
- この間に請け負った工事で終了した工事はない(→ここでアンケートは終了となります。ありがとうございました。)

《F2 は、F1 で「1」「2」「3」「4」「5」「6」と回答した方のみ》

F2 貴社は建設技能者を直接雇用していますか(回答は一つ)。

「建設技能者」とは・・・

建設工事の直接的な作業に従事する技能を有する労働者を指します(登録基幹技能者や職長、班長等を含む)。本調査では、賃金台帳に記載されている技能者、つまり貴社が賃金を直接支払い、社会保険等の対象となっている技能者についてお答えください。

- 直接雇用している
- 直接雇用していない

《F3 は、F2 で「1」と回答した方のみ》

F3 直接雇用している建設技能者において、最も多い給与形態を教えてください(回答は一つ)。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 月給制 | 3. 日給日払い等 |
| 2. 日給月給制 | 4. その他 |

《F4 は、F3 で「2」「3」と回答した方のみ》

F4 現在の給与形態から(完全)月給制への移行を検討していますか(回答は一つ)。

1. 具体的な検討をしている
2. 具体的な検討はしていないが、将来的には(完全)月給制への移行を考えている
3. 検討はしていない

《F5 は、F2 で「1」と回答した方のみ》

F5 直接雇用している建設技能者において、最も多い休日取得状況を教えてください(回答は一つ)。

- | | |
|------------------------|---------|
| 1. 4 週 8 休以上(完全土日休み含む) | 5. 日曜のみ |
| 2. 4 週 7 休程度 | 6. 不定休 |
| 3. 4 週 6 休程度 | 7. その他 |
| 4. 4 週 5 休程度 | |

《F6 は、F2 で「1」と回答した方のみ》

F6 貴社の建設技能者を他社現場の業務に従事させた(「応援」としての請負)ことはありますか(回答は一つ)。

1. 他社現場の業務に従事させた(「応援」としての請負)建設技能者はいない
2. 一度以上他社現場の業務に従事させた(「応援」としての請負)建設技能者がいる(建設技能者の 50%未満)
3. 一度以上他社現場の業務に従事させた(「応援」としての請負)建設技能者がいる(建設技能者の 50%以上)

《F7 は、F6 で「2」「3」と回答した方のみ》

F7 他社現場の業務に従事させる(「応援」としての請負)理由を教えてください(複数選択可)。

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 他社の依頼に応えるため | 4. 会社の売り上げを上げるため |
| 2. 建設技能者に経験を積ませるため | 5. その他(記述:) |
| 3. 建設技能者の収入を上げるため | |

労務費に関する基準について

令和7年12月に全面施行した改正建設業法に基づいた労務費の確保と行き渡りによる処遇改善のため、中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告し、建設工事の請負契約における適正な労務費の水準を明確化した上で、これを著しく下回る見積り・契約締結を法律で禁止し、違反した業者は処分等の対象とされています。

問 1-1 改正建設業法に基づく「労務費に関する基準」が令和7年12月に作成・勧告され、これを著しく下回る見積り等が法律で禁止され、違反者は指導・監督等の対象となることを知っていますか(回答は一つ)。

※労務費に関する基準ポータルサイト <https://roumuhi.mlit.go.jp/>

1. 知っており、内容も把握している
2. 知っており、内容も一部把握している
3. 知っているが、内容は把握していない
4. 知らない

問 1-2 今回の改正では、建設業者は工事の見積書に材料費・労務費・必要経費(法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金)の内訳記載が努力義務化され、注文者から求められた場合は見積書を交付しなければならないこと、注文者は見積書の内容を考慮するよう努めることとされております。この新たなルールについて知っていますか(回答は一つ)。

1. 知っており、内容も把握している
2. 知っており、内容も一部把握している
3. 知っているが、内容は把握していない
4. 知らない

問 1-3 国土交通省が労務費等を内訳明示するための「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいることを知っていますか(回答は一つ)。

1. 知っている
2. 知らなかった

安全衛生経費の確保について

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。

このため、国土交通省では、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るための「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費を内訳明示するための「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいます。

※建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

問 2-1 国土交通省が「安全衛生対策項目の確認表」の作成・普及に取り組んでいることを知っていますか(回答は一つ)。

1. 知っている
2. 知らなかった

問 2-2 国土交通省が安全衛生経費を内訳明示するための「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいることを知っていますか(回答は一つ)。

1. 知っている
2. 知らなかった

建設業退職金共済制度について

問 3-1 貴社は建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」）に加入していますか（回答は一つ）。

1. 現在、建退共制度に加入している
2. 現在、建退共制度に加入していないが、以前加入していたことがある
3. 現在、建退共制度に加入していないし、これまでも加入したことがない

《問 3-2 は、問 3-1 で「1」と回答した方のみ》

問 3-2 建退共制度以外の退職金制度を利用していますか（複数選択可）。

1. 自社準備の退職金制度
2. 特定退職金共済団体（市町村、商工会議所、商工会等）との契約による特定退職金共済制度
3. その他社外準備等による退職一時金制度
4. 退職年金制度
5. 中小企業退職金共済制度（中退共）
6. いずれの退職金制度も利用していない
7. その他（記述： ）

《問 3-3 は、問 3-1 で「1」と回答した方のみ》

問 3-3 建退共制度に加入してどのようなメリットを感じていますか（複数選択可）。

1. 元請・上位の下請企業等が掛金を負担してくれる
2. 他の退職金制度より事務が簡単である
3. 経営事項審査で加点がある
4. 技能者の定着率が上がる
5. その他（記述： ）

《問 3-4 は、問 3-1 で「1」と回答した方のみ》

問 3-4 建退共制度にどのような不満を感じていますか（複数選択可）。

1. 日額の掛金が固定されており、自由に調整できない
2. 運用利回りが低く、将来の退職金額に不安がある
3. 掛金の設定額が低く、十分な退職金が確保できない
4. 元請企業や上位の下請企業が工事によっては掛金を負担してくれない
5. その他（記述： ）

《問 3-5 は、問 3-1 で「1」と回答した方のみ》

問 3-5 令和7年10月から令和8年9月までに貴社の関わった工事現場で、建退共の掛金納付を行う方法として電子申請方式を利用しましたか（回答は一つ）。

1. 利用した工事が多かった（建設キャリアアップシステム連携を利用した方が多かった）
2. 利用した工事が多かった（建設キャリアアップシステム連携は利用しない方が多かった）
3. 利用しなかった工事が多かった

《問 3-6 は、問 3-5 で「3」と回答した方のみ》

問 3-6 電子申請方式を利用していない理由を教えてください（複数選択可）。

1. 証紙による掛金充当に慣れているため
2. 電子申請方式を利用しても事務を効率化できないため
3. 申込みの手続きが煩雑なため
4. 自社に電子申請を行うための情報機器（PC 等）がないため
5. その他（記述： ）

《問 3-7 は、問 3-5 で「3」と回答した方のみ》

問 3-7 国土交通省では、各種指針等で、建退共制度の電子申請方式の活用を位置づけるなど、電子申請方式の積極的活用を推進しているところです。電子申請方式を利用しない要因として、契約のどの段階に要因があると思いますか（複数選択可）。

※情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001851355.pdf

1. （下請の立場の際に）元請企業が電子申請に対応していないため
2. （元請の立場の際に）下請企業が電子申請に対応していないため
3. （元請の立場の際に）二次下請企業以降に、電子申請に対応していない企業が一部含まれるため、

- 全体として電子申請方式を利用できない
4. 自社が電子申請に対応していないため

《問 3-8 は、問 3-5 で「2」と回答した方のみ》

問 3-8 電子申請方式の掛金充実に建設キャリアアップシステムとの連携を利用していない理由を教えてください（複数選択可）。

1. 利用しても事務を効率化できないため
2. 建設キャリアアップシステムを利用していない現場のため
3. 連携機能があることを知らなかったため
4. 利用の方法がわからないため
5. その他(記述:)

問 3-9 令和7年10月から、建退共の電子申請専用サイトのリニューアルにより電子申請方式が利用しやすくなるとともに、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）との完全連携（「現場・契約情報」「施工体制情報」「就業履歴」の CCUS との連携に係るデータファイルの受渡しが必要になる）が開始となったことを知っていますか（回答は一つ）。

※建退共リニューアルされた電子申請専用サイト：<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/denshi/index.html>

1. リニューアルされたこと、CCUS との完全連携の両方について知っている
2. リニューアルされたことだけ知っている
3. CCUS との完全連携がされたことだけ知っている
4. どちらについても知らない

《問 3-10 は、問 3-1 で「2」「3」と回答した方のみ》

問 3-10 建退共制度を利用していない理由を教えてください。かつて加入していた方は、解約した理由を教えてください（複数選択可）。

1. 建退共制度以外の退職金制度を利用しているため。
2. 事務手続等が煩雑なため
3. 工事で、就労日数に応じた適切な証紙の交付が受けられないことがあるため
4. 他の退職金制度にメリットを多く感じたため
5. 加入対象となる建設技能者が少ないため
6. 建設技能者における退職金の必要性を感じていないため
7. 建退共制度について把握していないため
8. その他(記述:)

建設キャリアアップシステムについて

問 4-1 貴社は建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録をしていますか(複数選択可)。

1. CCUS に事業者登録をしている
2. CCUS に技能者登録をしている]※現在申請中も含む
3. 現在登録していないが今後、登録を検討している
4. 登録するつもりはない
5. CCUS 自体を知らない
6. その他(記述:)

《問 4-1-1 は、問 4-1 で「2」と回答した方のみ》

問 4-1-1 CCUS に技能者登録をしている割合は何割程度ですか(回答は一つ)。

1. 1割
2. 2割
3. 3割
4. 4割
5. 5割
6. 6割
7. 7割
8. 8割
9. 9割
10. 10割

《問 4-2 は、問 4-1 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 4-2 CCUS に登録をしたことによるメリットはありましたか(複数選択可)。

1. 優先的に工事を受注できるようになった
2. 施工体制台帳や再下請負通知書等の書類作成が容易になった
3. 自社のキャリアパスを社員や求職者に対して示しやすくなった
4. 建退共の掛金納付の手続が容易になった
5. 元請から手当を受け取れるようになった
6. 給与計算や社会保険の加入状況等の労務管理業務の効率化につながった
7. 自社の採用活動で活用出来た
8. 特にメリットはなかった
9. その他(記述:)

《問 4-3 は、問 4-1 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 4-3 令和7年 10 月以降、貴社の関わった工事現場で CCUS を活用していた現場は何割程度ですか(回答は一つ)。

※CCUS の活用とは現場情報の登録だけでなく、就業履歴の蓄積(カードタッチ等)まで実施していることを言います。

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1. ほとんどの工事で活用している(8割以上) | 4. ほとんど活用していない(1~3割程度) |
| 2. おおむね活用している(5~8割程度) | 5. まったく活用していない(1割未満) |
| 3. あまり活用していない(3~5割程度) | |

《問 4-4 は、問 4-3 で「3」「4」「5」と回答した方のみ》

問 4-4 CCUS を現場で活用していない(出来ない)理由を教えてください(複数選択可)。

1. CCUS の現場登録等システムの操作・設定方法が分からない、面倒であるため
2. CCUS を活用するためには人員が必要であり、その余裕がない
3. CCUS を活用したいが、下請企業からの協力が得られにくい
4. CCUS の活用によるインセンティブが特に付与されていないため
5. CCUS の活用には費用が掛かるため
6. CCUS の目的が分からないため
7. CCUS を活用したいが、就業履歴を蓄積できるカードリーダー等の設置現場が少ない
8. 元請企業が指定する入退場管理システムを使用していて、CCUS と連携しているか不明
9. 就業履歴を蓄積するメリットが感じられないため
10. 上位企業に管理されたくない
11. その他(記述:)

<能力評価について>

問 4-5 令和7年8月より、(一財)建設業振興基金の取組で、CCUS の能力評価申請手数料を時限的に全額支援していますが、知っていますか(回答は一つ)。

※「能力評価申請手数料の全額支援について」 ccus.jp/attachments/show/69ca31ac-d3dc-4e36-8115-416a6fab532

1. CCUS の能力評価制度を知らない
2. 能力評価制度は知っているが、能力評価申請手数料を全額支援していることは知らない
3. 能力評価制度、能力評価申請手数料を全額支援していること、どちらも知っている

《問 4-6 は、問 4-1 で「2」と回答した方のみ》

問 4-6 貴社に所属する CCUS に技能者登録している技能者のうち能力評価の判定を受けている割合は何割程度ですか(回答は一つ)。

1. ほとんどの技能者が受けている(8割以上)
2. おおむね受けている(5~8割程度)
3. あまり受けていない(3~5割程度)
4. ほとんど受けていない(1~3割程度)
5. まったく受けていない(1割未満)

《問 4-7 は、問 4-6 で「3」「4」「5」と回答した方のみ》

問 4-7 貴社に所属する CCUS に登録している技能者が能力評価の判定を受けていない理由を教えてください(複数選択可)。

1. 社内での技能者の評価に建設キャリアアップシステムの能力評価は使いづらいため
2. 社内の技能者の業績評価に能力評価は関係しないため
3. 該当する職種の能力評価基準が策定されていないため
4. 複数職種にまたがって従事する技能者が多く、現行の能力評価基準では適切に評価されないため
5. 技能者の取得資格が能力評価基準に達していないため
6. 技能者の就業日数(年数)が能力評価基準に達していないため
7. 一部の技能者が能力評価の判定を受けたが、メリットを実感できなかったため
8. その他(記述:)

<CCUS レベル別年収について>

問 4-8 貴社は CCUS レベル別年収についてどの程度知っていますか(回答は一つ)。

※CCUS レベル別年収について <https://roumuhi.mlit.go.jp/related-measures/ccus>

1. 知っていて、内容を見たことがある
2. あるということは知っているが、内容は見たことがない
3. 知らない

《問 4-9 は、問 4-8 で「1」と回答した方のみ》

問 4-9 貴社は CCUS レベル別年収をどのようなことに活用していますか。今後の活用予定も含めてお答えください(複数選択可)。

1. 雇用する建設技能者への CCUS レベル別年収の周知
2. CCUS レベル別年収を踏まえた給与の支給
3. CCUS レベル別年収の採用活動への活用
4. 特に活用していない
5. その他(記述:)

《問 4-10 は、問 4-9 で「4」と回答した方のみ》

問 4-10 貴社が CCUS レベル別年収を活用していない理由を教えてください(回答は一つ)。

1. 自社の経済的な負担が増加するため
2. CCUS レベル別年収が妥当な年収額を示していると思わないため
3. 自社の技能者が行った能力評価の分野に対応するレベル別年収が存在しないため
4. その他(記述:)

<CCUS 未登録の方について>

《問 4-11 は、問 4-1 で「3」と回答した方のみ》

問 4-11 CCUS への登録を検討している理由を教えてください(複数選択可)。

1. 元請企業や上位企業から登録を求められている
2. 自社のキャリアパスを社員や求職者に示しやすくなる
3. CCUS を活用した技能者の評価制度の導入を考えている
4. 改正建設業法において、技能者の処遇確保が努力義務化とされたため
5. 現場管理の効率化に活用したいため
6. 受注等の際に発注者や元請企業から評価を受けられると考えたため
7. その他(記述:)

《問 4-12 は、問 4-1 で「4」と回答した方のみ》

問 4-12 CCUS に登録しない理由を教えてください(複数選択可)。

1. CCUS の登録方法が分からないため
2. 登録しても就業履歴を蓄積できる現場が少ないため
3. 登録料、ID 利用料等の費用負担が大きい
4. CCUS の目的が分からないため
5. 能力評価基準が策定されておらず、登録しても適切な能力評価が受けられないため
6. 技能労働者の引き抜きが行われるのではないかと不安がある
7. 上位企業に管理されたくない
8. 登録することによるメリットが感じられないため
9. 技能者を雇用していない
10. その他(記述:)

建設産業における女性の定着促進に向けた取組について

建設産業における女性活躍・定着促進については、平成 26 年以降、女性の入職促進や就労継続に向けた活動に取り組んできたところです。

建設産業における女性の就業状況については技術者・技能者ともに増加傾向にあるなど一定の成果がみられるものの、「入職者数に対する離職者数の割合」が全産業と比べて高い年があるなど、女性の定着はまだ不十分な状況です。

このため、令和7年3月に「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画～トップの意識を変えて、現場が変わる。担い手確保につなぐ、全ての人が働きやすく働きがいのある魅力ある建設産業の実現へ～」を策定し、これに基づき、官民一体となって女性活躍・定着に関する取組を加速化することとしております。

※建設産業における女性の定着促進に向けた取組について(国土交通省ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000088.html

問 5-1 令和7年3月に官民共同で策定した「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画～トップの意識を変えて、現場が変わる。担い手確保につなぐ、全ての人が働きやすく働きがいのある魅力ある建設産業の実現へ～」について知っていますか(回答は一つ)。

※「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」 <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001981936.pdf>

1. 内容について概ね知っている
2. 内容について部分的に知っている
3. 策定されたことは知っているが、内容はほとんど知らない
4. 策定されたことを知らない

《問 5-2 は、問 5-1 で「1」「2」「3」と回答した方のみ》

問 5-2 実行計画策定にもつぎ公開された、次の 3 つの事例集について知っていますか(回答は一つ)。

- a. 「建設現場における「快適に利用できるトイレ」に関する事例集」
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001873278.pdf>
 - b. 「建設産業×広報事例集 ～建設産業の魅力発信に悩んでいる企業・団体の皆様へ！ターゲット別広報事例集～」
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001873276.pdf>
 - c. 「建設産業における人材確保・定着に向けた出産・育児等と仕事の両立支援パンフレット」
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001998000.pdf>
1. a・b・c 全て知っている
 2. a・b・c のうちふたつ知っている
 3. a・b・c のうちひとつ知っている
 4. いずれも知らない

問 5-3 「建設産業女性定着支援ネットワーク」について知っていますか(回答は一つ)。

1. 加盟している
2. 知っている
3. 聞いたことはあるが詳しくは知らない
4. 知らない

一人親方について

問 6-1 貴社の下請には、貴社の業務に常時もしくは継続的に従事している一人親方はいますか(回答は一つ)。

1. 一人親方がいる
2. 一人親方はいない

《問 6-2 は、問 6-1 で「1」と回答した方のみ》

問 6-2 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するときの見積もりについて、どちらか近いほうを選んでください(回答は一つ)。

1. 見積書の作成・提出を求めている場合が多い
2. 見積書の作成・提出を求めている場合が多い

《問 6-3 は問 6-2 で「1」と回答した方のみ》

問 6-3 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するとき、**見積書**の作成を求めない理由を教えてください(複数選択可)。

1. 口頭で契約を交わしているため
2. 書類の作成が煩雑なため
3. 見積書を交わすことを知らなかったため
4. その他(記述:)

《問 6-4 は問 6-1 で「1」と回答した方のみ》

問 6-4 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するときの**契約書**の作成について、近いほうを選んでください(回答はひとつ)。

1. 契約書の作成・提出を求めている場合が多い
2. 契約書の作成・提出を求めている場合が多い

《問 6-5 は問 6-4 で「1」と回答した方のみ》

問 6-5 貴社が常時もしくは継続的に従事している一人親方に仕事を依頼するとき、**契約書**の作成を求めない理由を教えてください(複数選択可)。

1. 口頭で契約を交わしているため
2. 書類の作成が煩雑なため
3. 契約書を交わすことを知らなかったため
4. その他(記述:)

《問 6-6 は、問 6-1 で「1」と回答した方のみ》

問 6-6 貴社が一人親方に工事を発注する理由について教えてください(複数選択可)。

1. 一人親方に発注する工事(範囲)については、自社で技能者を雇用していないため
2. 工事量に対して、自社の技能者だけでは工期内に完成することが難しいため
3. 建設技能者を直接雇用するよりも、一人親方に発注した方が安価であるため
4. 一人親方に発注すれば、社会保険加入の負担が少なくなるため
5. 昔からの商習慣のため
6. その他(記述:)

《問 6-7 は、問 6-1 で「1」と回答した方のみ》

問 6-7 貴社が一人親方に仕事を依頼するときの、「働き方自己診断チェックリスト」※の直近 1 年間における活用状況について、教えてください(回答は一つ)。

※「働き方自己診断チェックリスト」 <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001618573.pdf>

1. ほとんどの工事で活用している(8割以上)
2. 一部の工事で活用している(8割未満)
3. 知っているが、活用していない
4. 「働き方自己診断チェックリスト」を知らない

《問 6-8 は、問 6-7 で「1」「2」「3」と回答した方のみ》

問 6-8 「働き方自己診断チェックリスト」をどこで知りましたか(複数選択可)。

1. 国土交通省のホームページ
2. 国土交通省開催の説明会等
3. 建設業団体からの情報提供
4. 発注者からの情報提供
5. 元請企業からの情報提供
6. 下請企業からの情報提供
7. 業界紙等
8. その他(記述:)

《問 6-9 は、問 6-7 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 6-9 「働き方自己診断チェックリスト」の活用の結果を踏まえた対応について、教えてください(複数選択可)。

1. 一人親方を雇用契約へ移行した
2. 一人親方の働き方を改めた
3. 一人親方との契約内容を改めた
4. 今後の働き方や契約内容について一人親方と相談した
5. 労働基準監督署へ相談した
6. 特に対応していない
7. その他(記述:)

《問 6-10 は、問 6-7 で「2」「3」と回答した方のみ》

問 6-10 「働き方自己診断チェックリスト」を活用しない理由について教えてください(複数選択可)。

1. 一人親方本人がチェックをしているから
2. 他の下請または元請がチェックをしているから
3. チェックしても雇用契約に移行するつもりがないから
4. 事務が煩雑になるから 5. その他(記述:)

問 6-11 国土交通省が令和8年3月に作成した、一人親方になった場合のメリット・デメリットを示したリーフレット「一人親方に関する基礎知識」※の活用状況について、教えてください(回答は一つ)。

※「一人親方に関する基礎知識」<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001993011.pdf>

1. 知っており、活用したことがある
2. 知っているが、活用したことはない
3. 「一人親方に関する基礎知識」を知らなかった

《問 6-12 は、問 6-11 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 6-12 「一人親方に関する基礎知識」をどこで知りましたか(複数選択可)。

1. 国土交通省のホームページ
2. 国土交通省開催の説明会等
3. 建設業団体からの情報提供
4. 発注者からの情報提供
5. 元請企業からの情報提供
6. 下請企業からの情報提供
7. 業界紙等
8. その他(記述:)

元請として請け負った公共工事について

▼本ページの設問は、令和7年 10 月以降、元請として請け負った公共工事がある方にのみお尋ねするものです。該当工事のなかから、貴社が直接雇用する建設技能者の賃金状況等がわかる、直近で終了した一現場を選んで、設問にお答えください。(直接雇用する建設技能者がいない場合も直近で終了した一現場を選んでお答えください)
なお、この期間に元請として請け負った公共工事がない場合は、次のページに進んでください。

問 7-1 回答する工事の概要について教えてください。

a 工事の発注者(施主) (回答は一つ)	1. 国 2. 都道府県 3. 市区町村	b 工事の場所 (都道府県)	
c 工事の種類 (回答は一つ)	→P2 許可業種選択肢より記入	d 工事の請負額 (回答は一つ)	→P38 選択肢 1 より記入

問 7-2 この工事に従事した貴社が直接雇用する下記職階別建設技能者の人数と、貴社が支払った平均賃金(日額)の額面金額を、職階別に教えてください。月給制を採用している場合は、日額に換算して選択してください。

(該当する建設技能者がいない場合は、建設技能者の人数欄に「0」と記入してください)

職階	(1)工事に従事した建設技能者の人数(実人数) ^{※1}	(2)建設技能者の平均賃金(日額) ^{※2}	(3)令和7年10月以降の賃金改定の有無	(4)改定された場合、その改定率
a 職長 ^{※3}	人	→P38 選択肢 2 より記入	→P38 選択肢 3 より記入	→P38 選択肢 4 より記入
b 班長等 ^{※4}	人	→P38 選択肢 2 より記入	→P38 選択肢 3 より記入	→P38 選択肢 4 より記入
c その他の建設技能者 ^{※5}	人	→P38 選択肢 2 より記入	→P38 選択肢 3 より記入	→P38 選択肢 4 より記入

※1 「建設技能者の人数」は、工事に従事した延べ人数ではなく、実際の人数(実人数)を記入してください。

※2 「平均賃金(日額)」は、基本給、社会保険料の個人負担分、諸手当、実物給与を含む日額の平均額を指します。時間外手当や休日手当等は含みません。手取り額ではなく、額面金額を選択してください。月給など月額をもとに日額に換算する場合は、まず各人ごとの日額賃金の値を算出した後、全員の合計値を人数で割って値を算出してください。

※3 「職長」は他の労働者を指導する立場かつ職長研修を受講した労働者を指します。

※4 「班長等」は職長以外で、他の労働者を指導する立場の労働者を指します。

※5 「その他の建設技能者」は職長、班長等以外の労働者を指します。

<労務費について>

問 7-3 この工事において、貴社自身は工事の発注者(施主)に提出した見積書に、労務費は明示しましたか(回答は一つ)。

1. 明示した
2. 明示しなかった
3. わからない
4. その他(記述:)

《問 7-4 は問 7-3 で「1」と回答した方のみ》

問 7-4 提出した見積書では、別紙を含め、内訳明細書として歩掛を用いた労務費を明示しましたか(回答は一つ)。

1. 明示した
2. 自社の歩掛を把握しているが、明示しなかった
3. 自社の歩掛を把握していない
4. その他(記述:)

問 7-5 この工事において、価格交渉の際に「労務費の基準値」を活用しましたか(回答は一つ)。

1. 基準値をそのまま利用した
2. 基準値を補正して利用した
3. (基準値が公表されているが)利用しなかった
4. 基準値が公表されていない職種だった
5. 基準値について知らない
6. 価格交渉していない
7. その他(記述:)

問 7-6 この工事において、貴社自身は工事の発注者(施主)から、下請・協力企業に支払う労務費を、見積と比べあるいは自社の想定と比べ、どの程度受け取ることができましたか(回答は一つ)。

1. 100%(あるいはそれ以上)を受け取った
2. 80%以上～100%未満を受け取った
3. 50%以上～80%未満を受け取った
4. 20%以上～50%未満を受け取った
5. 0%以上～20%未満を受け取った

問 7-7 この工事において、下請・協力企業より労務費を記載した見積書の提出はされましたか(回答は一つ)。

1. 労務費について算出根拠が明確な見積書が提出された
2. 算出根拠の記載はないが、労務費が記載された見積書が提出された
3. 労務費を記載した見積書は提出されていない

《問 7-8 は、問 7-7 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 7-8 労務費を記載した見積書について、使用された様式を教えてください(回答は一つ)。

1. 専門工事業団体が作成した「標準見積書」
2. 貴社が作成した「見積書」
3. 下請・協力企業が作成した「見積書」
4. 国が作成した見積書「様式例」
5. その他(記述:)

《問 7-9 は、問 7-7 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 7-9 この工事において、下請・協力企業に対して労務費をどの程度支払いましたか。提出された見積書に明示された額に対する割合を教えてください(回答は一つ)。

1. 100%(あるいはそれ以上)を支払った
2. 80%以上～100%未満を支払った
3. 50%以上～80%未満を支払った
4. 20%以上～50%未満を支払った
5. 0%以上～20%未満を支払った
6. わからない
7. その他(記述:)

問 7-10 コミットメント条項について知っていますか(回答は一つ)。

1. 知っており、内容も把握している
2. 知っており、内容も一部把握している
3. 知っているが、内容は把握していない
4. 知らない

《問 7-11 は、問 7-10 で「1」「2」「3」と回答した方のみ》

問 7-11 この工事において、コミットメント条項を導入しましたか(回答は一つ)。

1. コミットメント条項(A)を導入した
2. コミットメント条項(B)を導入した
3. コミットメント条項は導入していない
4. わからない
5. その他(記述:)

<材料費について>

問 7-12 この工事において、貴社自身は工事の発注者(施主)に提出した見積書に、材料費は明示しましたか(回答は一つ)。

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 明示した | 3. わからない |
| 2. 明示しなかった | 4. その他(記述:) |

問 7-13 この工事において、貴社自身は工事の発注者(施主)から、下請・協力企業に支払う材料費を、見積と比べあるいは自社の想定と比べ、どの程度受け取ることができましたか(回答は一つ)。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 100%(あるいはそれ以上)を受け取った | 4. 20%以上～50%未満を受け取った |
| 2. 80%以上～100%未満を受け取った | 5. 0%以上～20%未満を受け取った |
| 3. 50%以上～80%未満を受け取った | |

問 7-14 この工事において、下請・協力企業より材料費を記載した見積書の提出はされましたか(回答は一つ)。

1. 「材料費」について、材料の種類ごとに費用を記載・計上した見積書が提出された
2. 「材料費」が一括して記載された見積書が提出された
3. 材料費を記載した見積書は提出されていない

《問 7-15 は、問 7-14 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 7-15 この工事において、下請・協力企業に対して材料費をどの程度支払いましたか。提出された見積書に明示された額に対する割合を教えてください(回答は一つ)。

1. 100%(あるいはそれ以上)を支払った
2. 80%以上～100%未満を支払った
3. 50%以上～80%未満を支払った
4. 20%以上～50%未満を支払った
5. 0%以上～20%未満を支払った
6. わからない
7. その他(記述:)

<安全衛生経費について>

問 7-16 この工事において、足場(組立作業、または費用負担が発生したもの)を設置しましたか(回答は一つ)。

1. 設置した
2. 設置していない
3. その他(記述:)

問 7-17 この工事における下請・協力企業との取引についてお伺いします。「安全衛生対策項目の確認表」を使用して、安全衛生対策の実施者および経費負担者を明確にしましたか(回答は一つ)。

1. 「安全衛生対策項目の確認表」を使用して、明確にした
2. 「安全衛生対策項目の確認表」は使用せず、明確にした
3. 明確にしていない

《問 7-18 は、問 7-17 で「1」と回答した方のみ》

問 7-18 「安全衛生対策項目の確認表」について、使用している様子を教えてください(回答は一つ)。

1. 専門工事業団体が作成した「確認表」
2. 貴社が作成した「確認表」
3. 下請・協力企業が作成した「確認表」
4. 国交省が作成した「確認表(参考ひな型)」
5. その他(記述:)

《問 7-19 は、問 7-17 で「1」と回答した方のみ》

問 7-19 安全衛生対策項目の確認表は、どちらが作成し提示しましたか(回答は一つ)。

1. 貴社が作成し、下請・協力企業に提示した
2. 下請・協力企業が作成し、貴社に提示した
3. その他(記述:)

《問 7-20 は、問 7-17 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 7-20 安全衛生対策の実施者及び経費負担者を明確にする際に、問題が生じましたか(回答は一つ)。

1. 問題は生じなかった
2. 元請・下請間でどちらが実施するのか調整が難航した
3. 元請・下請間でどちらが経費負担するのか調整が難航した
4. 元請・下請間でどちらが実施及び経費負担するのか調整が難航した

《問 7-21 は、問 7-20 で「2」「3」「4」と回答した方のみ》

問 7-21 安全衛生対策の実施者及び経費負担者を明確にする際に、問題が生じた理由を教えてください(複数選択可)。

1. 安全衛生対策の実施及び費用負担範囲が明確でなかったため
2. 元請・下請間で、安全衛生対策について認識の違いがあったため
3. その他(記述:)

《問 7-22 は、問 7-17 で「3」と回答した方のみ》

問 7-22 安全衛生対策の実施者及び経費負担者を明確にしていなかった理由を教えてください(複数選択可)。

1. 明確にしなければならないとは知らなかった
2. 下請負人がいつもの下請・協力企業なので必要ないと考えていた
3. その他(記述:)

問 7-23 この工事における下請・協力企業との取引についてお伺いします。安全衛生経費を内訳明示した見積書を提出するよう、下請・協力企業に対して指示しましたか(回答は一つ)。

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書を提出するよう指示した
2. 内訳明示にこだわらず、安全衛生経費を含んだ見積書を提出するよう指示した
3. 特に指示していない

問 7-24 下請・協力企業から、安全衛生経費を内訳明示した見積書は提出されましたか。

1. 提出された
2. 提出されなかった
3. わからない
4. その他(記述:)

《問 7-25 は、問 7-24 で「1」と回答した方のみ》

問 7-25 安全衛生経費を内訳明示した見積書について、使用された様式を教えてください(回答は一つ)。

1. 専門工事業団体が作成した「標準見積書」
2. 貴社が作成した「見積書」
3. 下請・協力企業が作成した「見積書」
4. その他(記述:)

《問 7-26 は、問 7-24 で「1」と回答した方のみ》

問 7-26 貴社は、下請・協力企業に対して安全衛生経費をどの程度支払いましたか。提出された見積書に明示された額に対する割合を教えてください(回答は一つ)。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 100%を支払った | 5. 0%以上～20%未満を支払った |
| 2. 80%以上～100%未満を支払った | 6. 見積書に明示された額以上を支払った |
| 3. 50%以上～80%未満を支払った | 7. 支払わなかった |
| 4. 20%以上～50%未満を支払った | 8. その他(記述:) |

《問 7-27 は、問 7-26 で「2」「3」「4」「5」と回答した方のみ》

問 7-27 見積書を受け取った際、安全衛生経費を減額した、または支払わなかった理由を教えてください(複数選択可)。

1. 適切に見積もられていたが、予算条件が合わなかったため
2. 安全衛生経費に関する説明や根拠が不足していたため
3. これまでの契約において、安全衛生経費を内訳明示する前例がなかったため
4. その他(記述:)

<法定福利費について>

※問 7-28～7-34 においては、法定福利費は「健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、子ども・子育て支援金のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分」を指しております。

問 7-28 この工事において、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう、下請・協力企業に対して指示しましたか（回答は一つ）。

1. 法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指示した
2. 内訳明示にこだわらず、法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指示した
3. 特に指示していない

問 7-29 この工事における貴社と下請・協力企業との取引についてお伺いします。下請・協力企業から、「法定福利費を内訳明示した見積書」は提出されましたか

1. 提出された
2. 提出されなかった
3. わからない
4. その他（記述： ）

《問 7-30 は、問 7-29 で「1」と回答した方のみ》

問 7-30 貴社は、下請・協力企業に対して法定福利費をどの程度支払いましたか。提出された見積書に明示された額に対する割合を教えてください（回答は一つ）。

1. 100%（あるいはそれ以上）を支払った
2. 80%以上～100%未満を支払った
3. 50%以上～80%未満を支払った
4. 20%以上～50%未満を支払った
5. 0%以上～20%未満を支払った
6. わからない
7. その他（記述： ）

問 7-31 この工事において、貴社自身は工事の発注者（施主）から、法定福利費は受け取りましたか（回答は一つ）。

1. 全額受け取った
2. 一部受け取った
3. 全く受け取っていない
4. わからない

《問 7-32 は、問 7-31 で「2」と回答した方のみ》

問 7-32 この工事において、貴社自身は工事の発注者（施主）から、下請・協力企業に支払う法定福利費のうち、どの程度受け取ることができましたか（回答は一つ）。

1. 80%以上～100%未満を受け取った
2. 50%以上～80%未満を受け取った
3. 20%以上～50%未満を受け取った
4. 0%以上～20%未満を受け取った

《問 7-33 は、問 7-31 で「4」と回答した方のみ》

問 7-33 「わからない」と回答した理由を教えてください（複数選択可）。

1. 必要な法定福利費の額を見積もっていないため
2. 請負代金総額に占める法定福利費の額がわからないため
3. その他（記述： ）

問 7-34 注文者に対して契約締結後に提出する請負代金内訳書等に、法定福利費を明示しましたか（回答は一つ）。

1. 明示した
2. 明示しなかった
3. わからない
4. その他（記述： ）

<建設業退職金共済制度について>

《問 7-35 は、問 3-1 で「1」と回答した方のみ》

問 7-35 この工事では、貴社は直接契約している下請企業から建退共制度関係事務*を受託していますか（回答は一つ）。

*建退共制度関係事務とは、建退共制度への加入手続、就労実績の報告等の事務を言います。

1. 事務を受託している
2. 事務を受託していない
3. わからない

《問 7-36 は、問 7-35 で「2」と回答した方のみ》

問 7-36 「建退共掛金を内訳明示した見積書」を提出するよう、下請・協力企業に対して指示しましたか（回答は一つ）。

1. 建退共掛金を内訳明示した見積書を提出するよう指示した
2. 内訳明示にこだわらず、建退共掛金を含んだ見積書を提出するよう指示した
3. 特に指示していない

《問 7-37 は、問 7-35 で「2」と回答した方のみ》

問 7-37 下請・協力企業から、「建退共掛金を内訳明示した見積書」は提出されましたか

1. 提出された
2. 提出されなかった
3. わからない
4. その他(記述:)

《問 7-38 は、問 7-37 で「1」と回答した方のみ》

問 7-38 貴社は、下請・協力企業に対して建退共掛金をどの程度支払いましたか。提出された見積書に明示された額に対する割合を教えてください(回答は一つ)。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 100%(あるいはそれ以上)を支払った | 5. 0%以上～20%未満を支払った |
| 2. 80%以上～100%未満を支払った | 6. わからない |
| 3. 50%以上～80%未満を支払った | 7. その他(記述:) |
| 4. 20%以上～50%未満を支払った | |

《問 7-39 は、問 7-38 で「2」「3」「4」「5」と回答した方のみ》

問 7-39 見積書を受け取った際、建退共掛金を減額した、または支払わなかった理由を教えてください(複数選択可)。

1. 適切に見積もられていたが、予算条件が合わなかったため
2. 建退共掛金に関する説明や根拠が不足していたため
3. これまでの契約において、建退共掛金を内訳明示する前例がなかったため
4. その他(記述:)

問 7-40 この工事において、貴社自身は工事の発注者(施主)に提出した見積書に、建退共掛金は明示しましたか(回答は一つ)。

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 明示した | 3. わからない |
| 2. 明示しなかった | 4. その他(記述:) |

問 7-41 この工事において、貴社自身は工事の発注者(施主)から、建退共掛金を、見積と比べあるいは自社の想定と比べ、どの程度受け取ることができましたか(回答は一つ)。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 100%(あるいはそれ以上)を受け取った | 4. 20%以上～50%未満を受け取った |
| 2. 80%以上～100%未満を受け取った | 5. 0%以上～20%未満を受け取った |
| 3. 50%以上～80%未満を受け取った | |

<建設キャリアアップシステムについて>

《問 7-42 は、問 4-1 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 7-42 この工事では、建設キャリアアップシステムを活用しましたか(回答は一つ)。

※建設キャリアアップシステムの活用とは現場情報の登録だけでなく、就業履歴の蓄積(カードタッチ等)まで実施していることを言います。

- | | |
|---------|------------|
| 1. 活用した | 2. 活用していない |
|---------|------------|

<社会保険の加入確認について>

問 7-43 この工事において、下請企業・協力会社の社会保険加入状況を確認しましたか。(回答は一つ)。

1. 主に建設キャリアアップシステムで確認した
2. 主に「施工体制台帳(再下請負通知書)」に加えて社会保険料の領収済通知書等関係資料で確認した
3. 主に「施工体制台帳(再下請負通知書)」で確認した
4. 特に確認していない
5. 下請・協力企業はいない
6. その他(記述:)

問 7-44 この工事において、下請企業・協力会社の従業員・作業員の社会保険加入状況を確認しましたか。(回答は一つ)。

1. 主に建設キャリアアップシステムで確認した
2. 主に「作業員名簿」に加えて標準報酬月額決定通知書等関係資料で確認した
3. 主に「作業員名簿」で確認した
4. 特に確認していない
5. その他(記述:)

《問 7-45 は、問 7-44 で「1」「2」「3」と回答した方のみ》

問 7-45 この工事において、下請企業・協力会社の従業員・作業員の社会保険の加入状況を確認し、適切に加入していない従業員・作業員がいた場合にどのような対応をしましたか(回答はひとつ)。

1. 企業に対して、社会保険に加入させるよう指導し、加入が確認できるまでは現場入場を認めない取扱いをした
2. 企業に対して、社会保険に加入させるよう指導のみした
3. 特に対応していない
4. 社会保険に未加入の従業員・作業員はいなかった
5. その他(記述:)

<快適なトイレについて>

問 7-46 この工事では、快適なトイレの設置を行いましたか(回答は一つ)。

※「快適なトイレ」とは、国土交通省が標準仕様を設定する「快適トイレ」や、女性専用トイレなどを指します。詳細は以下事例集もご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001873278.pdf>

1. 設置を行った
2. 設置を行わなかった

《問 7-47 は、問 7-46 で「1」と回答した方のみ》

問 7-47 快適なトイレの設置を行った理由は何ですか(回答は一つ)。

1. 発注者が快適なトイレの設置費用の一部又は全部を費用として認めているから
2. 自社内で建設現場を働きやすい環境に改善すること推奨しているから
3. 人材確保等支援助成金: 作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)(女性専用作業員施設設置経費助成)などの助成金を利用したから
4. その他(記述:)

《問 7-48 は、問 7-46 で「2」と回答した方のみ》

問 7-48 快適なトイレの設置を行わなかった理由は何ですか(回答は一つ)。

1. 現場が狭く、設置に十分なスペースがないから
2. 現場に女性がいらない等、必要性がないから
3. 追加費用がかかるから
4. 他の工夫方法で対応したから
5. その他(記述:)

《問 7-48-1 は、問 7-48 で「4」と回答した方のみ》

問 7-48-1 他の工夫方法について、具体的な工夫内容を記載して下さい。

(記述:)

元請として請け負った民間発注工事について

▶本ページの設問は、令和7年10月以降、**元請として請け負った民間発注工事**がある方にのみお尋ねするものです。該当工事のなかから、貴社が直接雇用する**建設技能者の賃金状況等**がわかる、**直近で終了した一現場を選んで**、設問にお答え下さい（直接雇用する建設技能者がいない場合も**直近で終了した一現場を選んで**お答えください）。
なお、この期間に元請として請け負った民間発注工事がない場合は、次のページに進んでください。

問 8-1 回答する工事の概要について教えてください。

a 工事の発注者(施主) (回答は一つ)	1. 建設業・不動産業、住宅メーカー 2. サービス業(卸売・小売・飲食、金融・保険等) 3. 製造業	4. 運輸・交通・情報通信業 5. 電気・ガス・熱供給・水道業、その他 6. 個人	b 工事の場所 (都道府県)	
c 工事の種類 (回答は一つ)	→P2 許可業種選択肢より記入	d 工事の請負額 (回答は一つ)	→P38 選択肢 1 より記入	

問 8-2 この工事に従事した貴社が直接雇用する下記職階別建設技能者の人数と、貴社が支払った平均賃金(日額)の額面金額を、職階別に教えてください。月給制を採用している場合は、日額に換算して選択してください。

(該当する建設技能者がいない場合は、建設技能者の人数欄に「0」と記入してください)。

職階	(1)工事に従事した建設技能者の人数(実人数) ^{※1}	(2)建設技能者の平均賃金(日額) ^{※2}	(3)令和7年11月以降の賃金改定の有無	(4)改定された場合、その改定率
a 職長 ^{※3}	人	→P38 選択肢 2 より記入	→P38 選択肢 3 より記入	→P38 選択肢 4 より記入
b 班長等 ^{※4}	人	→P38 選択肢 2 より記入	→P38 選択肢 3 より記入	→P38 選択肢 4 より記入
c その他の建設技能者 ^{※5}	人	→P38 選択肢 2 より記入	→P38 選択肢 3 より記入	→P38 選択肢 4 より記入

※1 「建設技能者の人数」は、工事に従事した延べ人数ではなく、実際の人数(実人数)を記入してください。

※2 「平均賃金(日額)」は、基本給、社会保険料の個人負担分、諸手当、実物給与を含む日額の平均額を指します。時間外手当や休日手当等は含みません。手取り額ではなく、額面金額を選択してください。月給など月額をもとに日額に換算する場合は、まず各人ごとの日額賃金の値を算出した後、全員の合計値を人数で割って値を算出してください。

※3 「職長」は他の労働者を指導する立場かつ職長研修を受講した労働者を指します。

※4 「班長等」は職長以外で、他の労働者を指導する立場の労働者を指します。

※5 「その他の建設技能者」は職長、班長等以外の労働者を指します。

<労務費について>

問 8-3 この工事において、貴社自身は工事の発注者(施主)に提出した見積書に、労務費は明示しましたか(回答は一つ)。

1. 明示した
2. 明示しなかった
3. わからない
4. その他(記述:)

《問 8-4 は問 8-3 で「1」と回答した方のみ》

問 8-4 提出した見積書では、別紙を含め、内訳明細書として歩掛を用いた労務費を明示しましたか(回答は一つ)。

1. 明示した
2. 自社の歩掛を把握しているが、明示しなかった
3. 自社の歩掛を把握していない
4. その他(記述:)

問 8-5 この工事において、価格交渉の際に「労務費の基準値」を活用しましたか(回答は一つ)。

1. 基準値をそのまま利用した
2. 基準値を補正して利用した
3. (基準値が公表されているが)利用しなかった
4. 基準値が公表されていない職種だった
5. 基準値について知らない
6. 価格交渉していない
7. その他(記述:)

問 8-6 この工事において、貴社自身は工事の発注者(施主)から、下請・協力企業に支払う労務費を、見積と比べあるいは自社の想定と比べ、どの程度受け取ることができましたか(回答は一つ)。

1. 100%(あるいはそれ以上)を受け取った
2. 80%以上～100%未満を受け取った
3. 50%以上～80%未満を受け取った
4. 20%以上～50%未満を受け取った
5. 0%以上～20%未満を受け取った

問 8-7 この工事において、下請・協力企業より労務費を記載した見積書の提出はされましたか(回答は一つ)。

1. 労務費について算出根拠が明確な見積書が提出された
2. 算出根拠の記載はないが、労務費が記載された見積書が提出された
3. 労務費を記載した見積書は提出されていない

《問 8-8 は、問 8-7 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 8-8 労務費を記載した見積書について、使用された様式を教えてください(回答は一つ)。

1. 専門工事業団体が作成した「標準見積書」
2. 貴社が作成した「見積書」
3. 下請・協力企業が作成した「見積書」
4. 国が作成した見積書「様式例」
5. その他(記述:)

《問 8-9 は、問 8-7 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 8-9 この工事において、下請・協力企業に対して労務費をどの程度支払いましたか。提出された見積書に明示された額に対する割合を教えてください(回答は一つ)。

1. 100%(あるいはそれ以上)を支払った
2. 80%以上～100%未満を支払った
3. 50%以上～80%未満を支払った
4. 20%以上～50%未満を支払った
5. 0%以上～20%未満を支払った
6. わからない
7. その他(記述:)

問 8-10 コミットメント条項について知っていますか(回答は一つ)。

1. 知っており、内容も把握している
2. 知っており、内容も一部把握している
3. 知っているが、内容は把握していない
4. 知らない

《問 8-11 は、問 8-10 で「1」「2」「3」と回答した方のみ》

問 8-11 この工事において、コミットメント条項を導入しましたか(回答は一つ)。

1. コミットメント条項(A)を導入した
2. コミットメント条項(B)を導入した
3. コミットメント条項は導入していない
4. わからない
5. その他(記述:)

＜材料費について＞

問 8-12 この工事において、貴社自身は工事の発注者(施主)に提出した見積書に、材料費は明示しましたか(回答は一つ)。

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 明示した | 3. わからない |
| 2. 明示しなかった | 4. その他(記述:) |

問 8-13 この工事において、貴社自身は工事の発注者(施主)から、下請・協力企業に支払う材料費を、見積と比べあるいは自社の想定と比べ、どの程度受け取ることができましたか(回答は一つ)。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 100%(あるいはそれ以上)を受け取った | 4. 20%以上～50%未満を受け取った |
| 2. 80%以上～100%未満を受け取った | 5. 0%以上～20%未満を受け取った |
| 3. 50%以上～80%未満を受け取った | |

問 8-14 この工事において、下請・協力企業より材料費を記載した見積書の提出はされましたか(回答は一つ)。

1. 「材料費」について、材料の種類ごとに費用を記載・計上した見積書が提出された
2. 「材料費」が一括して記載された見積書が提出された
3. 材料費を記載した見積書は提出されていない

《問 8-15 は、問 8-14 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 8-15 この工事において、下請・協力企業に対して材料費をどの程度支払いましたか。提出された見積書に明示された額に対する割合を教えてください(回答は一つ)。

1. 100%(あるいはそれ以上)を支払った
2. 80%以上～100%未満を支払った
3. 50%以上～80%未満を支払った
4. 20%以上～50%未満を支払った
5. 0%以上～20%未満を支払った
6. わからない
7. その他(記述:)

<安全衛生経費について>

問 8-16 この工事において、足場(組立作業、または費用負担が発生したもの)を設置しましたか(回答は一つ)。

1. 設置した
2. 設置していない
3. その他(記述:)

問 8-17 この工事における下請・協力企業との取引についてお伺いします。「安全衛生対策項目の確認表」を使用して、安全衛生対策の実施者および経費負担者を明確にしましたか(回答は一つ)。

1. 「安全衛生対策項目の確認表」を使用して、明確にした
2. 「安全衛生対策項目の確認表」は使用せず、明確にした
3. 明確にしていない

《問 8-18 は、問 8-17 で「1」と回答した方のみ》

問 8-18 「安全衛生対策項目の確認表」について、使用している様式を教えてください(回答は一つ)。

1. 専門工事業団体が作成した「確認表」
2. 貴社が作成した「確認表」
3. 下請・協力企業が作成した「確認表」
4. 国交省が作成した「確認表(参考ひな型)」
5. その他(記述:)

《問 8-19 は、問 8-17 で「1」と回答した方のみ》

問 8-19 安全衛生対策項目の確認表は、どちらが作成し提示しましたか(回答は一つ)。

1. 貴社が作成し、下請・協力企業に提示した
2. 下請・協力企業が作成し、貴社に提示した
3. その他(記述:)

《問 8-20 は、問 8-17 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 8-20 安全衛生対策の実施者及び経費負担者を明確にする際に、問題が生じましたか(回答は一つ)。

1. 問題は生じなかった
2. 元請・下請間でどちらが実施するのか調整が難航した
3. 元請・下請間でどちらが経費負担するのか調整が難航した
4. 元請・下請間でどちらが実施及び経費負担するのか調整が難航した

《問 8-21 は、問 8-20 で「2」「3」「4」と回答した方のみ》

問 8-21 安全衛生対策の実施者及び経費負担者を明確にする際に、問題が生じた理由を教えてください(回答はいくつでも)。

1. 安全衛生対策の実施及び費用負担範囲が明確でなかったため
2. 元請・下請間で、安全衛生対策について認識の違いがあったため
3. その他(記述:)

《問 8-22 は、問 8-17 で「3」と回答した方のみ》

問 8-22 安全衛生対策の実施者及び経費負担者を明確にしていなかった理由を教えてください(複数選択可)。

1. 明確にしなければならないとは知らなかった
2. 下請負人がいつもの下請・協力企業なので必要ないと考えていた
3. その他(記述:)

問 8-23 この工事における下請・協力企業との取引についてお伺いします。安全衛生経費を内訳明示した見積書を提出するよう、下請・協力企業に対して指示しましたか(回答は一つ)。

1. 安全衛生経費を内訳明示した見積書を提出するよう指示した
2. 内訳明示にこだわらず、安全衛生経費を含んだ見積書を提出するよう指示した
3. 特に指示していない

問 8-24 下請・協力企業から、安全衛生経費を内訳明示した見積書は提出されましたか

1. 提出された
2. 提出されなかった
3. わからない
4. その他(記述:)

《問 8-25 は、問 8-24 で「1」と回答した方のみ》

問 8-25 安全衛生経費を内訳明示した見積書について、使用された様式を教えてください(回答は一つ)。

1. 専門工事業団体が作成した「標準見積書」
2. 貴社が作成した「見積書」
3. 下請・協力企業が作成した「見積書」
4. その他(記述:)

《問 8-26 は、問 8-24 で「1」と回答した方のみ》

問 8-26 貴社は、下請・協力企業に対して安全衛生経費をどの程度支払いましたか。提出された見積書に明示された額に対する割合を教えてください(回答は一つ)。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 100%を支払った | 5. 0%以上～20%未満を支払った |
| 2. 80%以上～100%未満を支払った | 6. 見積書に明示された額以上を支払った |
| 3. 50%以上～80%未満を支払った | 7. 支払わなかった |
| 4. 20%以上～50%未満を支払った | 8. その他(記述:) |

《問 8-27 は、問 8-26 で「2」「3」「4」「5」と回答した方のみ》

問 8-27 見積書を受け取った際、安全衛生経費を減額した、または支払わなかった理由を教えてください(複数選択可)。

1. 適切に見積もられていたが、予算条件が合わなかったため
2. 安全衛生経費に関する説明や根拠が不足していたため
3. これまでの契約において、安全衛生経費を内訳明示する前例がなかったため
4. その他(記述:)

<法定福利費について>

※問 8-28～8-34 においては、法定福利費は「健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、子ども・子育て支援金のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分」を指しております。

問 8-28 この工事において、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう、下請・協力企業に対して指示しましたか（回答は一つ）。

1. 法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう指示した
2. 内訳明示にこだわらず、法定福利費を含んだ見積書を提出するよう指示した
3. 特に指示していない

問 8-29 この工事における貴社と下請・協力企業との取引についてお伺いします。下請・協力企業から、「法定福利費を内訳明示した見積書」は提出されましたか

1. 提出された
2. 提出されなかった
3. わからない
4. その他（記述： ）

《問 8-30 は、問 8-29 で「1」と回答した方のみ》

問 8-30 貴社は、下請・協力企業に対して法定福利費をどの程度支払いましたか。提出された見積書に明示された額に対する割合を教えてください（回答は一つ）。

1. 100%（あるいはそれ以上）を支払った
2. 80%以上～100%未満を支払った
3. 50%以上～80%未満を支払った
4. 20%以上～50%未満を支払った
5. 0%以上～20%未満を支払った
6. わからない
7. その他（記述： ）

問 8-31 この工事において、貴社自身は工事の発注者（施主）から、法定福利費は受け取りましたか（回答は一つ）。

1. 全額受け取った
2. 一部受け取った
3. 全く受け取っていない
4. わからない

《問 8-32 は、問 8-31 で「2」と回答した方のみ》

問 8-32 この工事において、貴社自身は工事の発注者（施主）から、下請・協力企業に支払う法定福利費のうち、どの程度受け取ることができましたか（回答は一つ）。

1. 80%以上～100%未満を受け取った
2. 50%以上～80%未満を受け取った
3. 20%以上～50%未満を受け取った
4. 0%以上～20%未満を受け取った

《問 8-33 は、問 8-31 で「4」と回答した方のみ》

問 8-33 「わからない」と回答した理由を教えてください（複数選択可）。

1. 必要な法定福利費の額を見積もっていないため
2. 請負代金総額に占める法定福利費の額がわからないため
3. その他（記述： ）

問 8-34 注文者に対して契約締結後に提出する請負代金内訳書等に、法定福利費を明示しましたか（回答は一つ）。

1. 明示した
2. 明示しなかった
3. わからない
4. その他（記述： ）

<建設業退職金共済制度について>

《問 8-35 は、問 3-1 で「1」と回答した方のみ》

問 8-35 この工事では、貴社は直接契約している下請企業から建退共制度関係事務*を受託していますか（回答は一つ）。

*建退共制度関係事務とは、建退共制度への加入手続、就労実績の報告等の事務を言います。

1. 事務を受託している
2. 事務を受託していない
3. わからない

《問 8-36 は、問 8-35 で「2」と回答した方のみ》

問 8-36 「建退共掛金を内訳明示した見積書」を提出するよう、下請・協力企業に対して指示しましたか(回答は一つ)。

1. 建退共掛金を内訳明示した見積書を提出するよう指示した
2. 内訳明示にこだわらず、建退共掛金を含んだ見積書を提出するよう指示した
3. 特に指示していない

《問 8-37 は、問 8-35 で「2」と回答した方のみ》

問 8-37 下請・協力企業から、「建退共掛金を内訳明示した見積書」は提出されましたか

1. 提出された
2. 提出されなかった
3. わからない
4. その他(記述:)

《問 8-38 は、問 8-37 で「1」と回答した方のみ》

問 8-38 貴社は、下請・協力企業に対して建退共掛金をどの程度支払いましたか。提出された見積書に明示された額に対する割合を教えてください(回答は一つ)。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 100%(あるいはそれ以上)を支払った | 5. 0%以上～20%未満を支払った |
| 2. 80%以上～100%未満を支払った | 6. わからない |
| 3. 50%以上～80%未満を支払った | 7. その他(記述:) |
| 4. 20%以上～50%未満を支払った | |

《問 8-39 は、問 8-38 で「2」「3」「4」「5」と回答した方のみ》

問 8-39 見積書を受け取った際、建退共掛金を減額した、または支払わなかった理由を教えてください(複数選択可)。

1. 適切に見積もられていたが、予算条件が合わなかったため
2. 建退共掛金に関する説明や根拠が不足していたため
3. これまでの契約において、建退共掛金を内訳明示する前例がなかったため
4. その他(記述:)

問 8-40 この工事において、貴社自身は工事の発注者(施主)に提出した見積書に、建退共掛金は明示しましたか(回答は一つ)。

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 明示した | 3. わからない |
| 2. 明示しなかった | 4. その他(記述:) |

問 8-41 この工事において、貴社自身は工事の発注者(施主)から、建退共掛金を、見積と比べあるいは自社の想定と比べ、どの程度受け取ることができましたか(回答は一つ)。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 100%(あるいはそれ以上)を受け取った | 4. 20%以上～50%未満を受け取った |
| 2. 80%以上～100%未満を受け取った | 5. 0%以上～20%未満を受け取った |
| 3. 50%以上～80%未満を受け取った | |

<建設キャリアアップシステムについて>

《問 8-42 は、問 4-1 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 8-42 この工事では、建設キャリアアップシステムを活用しましたか(回答は一つ)。

※建設キャリアアップシステムの活用とは現場情報の登録だけでなく、就業履歴の蓄積(カードタッチ等)まで実施していることを言います。

- | | |
|---------|------------|
| 1. 活用した | 2. 活用していない |
|---------|------------|

<社会保険の加入確認について>

問 8-43 この工事において、下請企業・協力会社の社会保険加入状況を確認しましたか。(回答は一つ)。

1. 主に建設キャリアアップシステムで確認した
2. 主に「施工体制台帳(再下請負通知書)」に加えて社会保険料の領収済通知書等関係資料で確認した
3. 主に「施工体制台帳(再下請負通知書)」で確認した
4. 特に確認していない

5. 下請・協力企業はいない
6. その他(記述:)

問 8-44 この工事において、下請企業・協力会社の従業員・作業員の社会保険加入状況を確認しましたか。(回答は一つ)。

1. 主に建設キャリアアップシステムで確認した
2. 主に「作業員名簿」に加えて標準報酬月額決定通知書等関係資料で確認した
3. 主に「作業員名簿」で確認した
4. 特に確認していない
5. その他(記述:)

《問 8-45 は、問 8-44 で「1」「2」「3」と回答した方のみ》

問 8-45 この工事において、下請企業・協力会社の従業員・作業員の社会保険の加入状況を確認し、適切に加入していない従業員・作業員がいた場合にどのような対応をしましたか(回答はひとつ)。

1. 企業に対して、社会保険に加入させるよう指導し、加入が確認できるまでは現場入場を認めない取扱いをした
2. 企業に対して、社会保険に加入させるよう指導のみした
3. 特に対応していない
4. 社会保険に未加入の従業員・作業員はいなかった
5. その他(記述:)

<快適なトイレについて>

問 8-46 この工事では、快適なトイレの設置を行いましたか(回答は一つ)。

※「快適なトイレ」とは、国土交通省が標準仕様を設定する「快適トイレ」や、女性専用トイレなどを指します。詳細は以下事例集もご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001873278.pdf>

1. 設置を行った
2. 設置を行わなかった

《問 8-47 は、問 8-46 で「1」と回答した方のみ》

問 8-47 快適なトイレの設置を行った理由は何ですか(回答は一つ)。

1. 発注者が快適なトイレの設置費用の一部又は全部を費用として認めているから
2. 自社内で建設現場を働きやすい環境に改善すること推奨しているから
3. 人材確保等支援助成金: 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)(女性専用作業員施設設置経費助成)などの助成金を利用したから
4. その他(記述:)

《問 8-48 は、問 8-46 で「2」と回答した方のみ》

問 8-48 快適なトイレの設置を行わなかった理由は何ですか(回答は一つ)。

1. 現場が狭く、設置に十分なスペースがないから
2. 現場に女性がいらない等、必要性がないから
3. 追加費用がかかるから
4. 他の工夫方法で対応したから
5. その他(記述:)

《問 8-48-1 は、問 8-48 で「4」と回答した方のみ》

問 8-48-1 他の工夫方法について、具体的な工夫内容を記載して下さい。

(記述:)

下請として請け負った公共工事について

▼本ページの設問は、令和7年10月以降、下請として請け負った公共工事がある方へののみお尋ねするものです。該当工事のなかから、貴社が直接雇用する建設技能者の賃金状況等がわかる、直近で終了した一現場を選んで、設問にお答えください（直接雇用する建設技能者がいない場合も直近で終了した一現場を選んでお答えください）。

なお、この期間に下請として請け負った公共工事がない場合は、次のページに進んでください。

問 9-1 回答する工事の概要について教えてください。

工事全体について					
a 工事の場所 (都道府県)					
b 工事の施主 (回答は一つ)	1. 国 2. 都道府県 3. 市区町村	c 施主の発注金額(回答は一つ)	→P38 選択肢 1 より記入		
貴社の請負工事について					
d 元請企業※1 (回答は一つ)	1. スーパーゼネコン 3. ハウスメーカー 5. 地場の建設企業 2. 総合工事業(全国展開) 4. 職別工事業・設備工事業(全国展開) 6. その他、製造業等				
e 請負工事の種類 (回答は一つ)	→P2 選択肢許可業種より記入	f 工事の請負額 (回答は一つ)	→P38 選択肢 1 より記入	g 請負工事の階層 (回答は一つ)	→P38 選択肢 5 より記入

※1 「2 総合工事業(全国展開)」全国的に展開する総合工事業者／「3 ハウスメーカー」全国的に展開する住宅建設企業。／「4 職別工事業・設備工事業(全国展開)」全国的に展開している職別工事業者(サブコン)、設備工事業者／「5 地場の建設企業」単独・少数の都道府県を拠点とする建設企業／「6 その他、製造業等」上記に該当しない製造業等、その他に分類される企業

問 9-2 この工事に従事した貴社が直接雇用する下記職階別建設技能者の人数と、貴社が支払った平均賃金(日額)の額面金額を、職階別に教えてください。月給制を採用している場合は、日額に換算して選択してください。

(該当する建設技能者がいない場合は、建設技能者の人数欄に「0」と記入してください)。

職階	(1)工事に従事した建設技能者の人数(実人数)※1	(2)建設技能者の平均賃金(日額)※2	(3)令和7年10月以降の賃金改定の有無	(4)改定された場合、その改定率
a 職長※3	人	→P38 選択肢 2 より記入	→P38 選択肢 3 より記入	→P38 選択肢 4 より記入
b 班長等※4	人	→P38 選択肢 2 より記入	→P38 選択肢 3 より記入	→P38 選択肢 4 より記入
c その他の建設技能者※5	人	→P38 選択肢 2 より記入	→P38 選択肢 3 より記入	→P38 選択肢 4 より記入

※1 「建設技能者の人数」は、工事に従事した延べ人数ではなく、実際の人数(実人数)を記入してください。

※2 「平均賃金(日額)」は、基本給、社会保険料の個人負担分、諸手当、実物給与を含む日額の平均額を指します。時間外手当や休日手当等は含みません。手取り額ではなく、額面金額を選択してください。月給など月額をもとに日額に換算する場合は、まず各人ごとの日額賃金の値を算出した後、全員の合計値を人数で割って値を算出してください。

※3 「職長」は他の労働者を指導する立場かつ職長研修を受講した労働者を指します。

※4 「班長等」は職長以外で、他の労働者を指導する立場の労働者を指します。

※5 「その他の建設技能者」は職長、班長等以外の労働者を指します。

《問 9-3 は問 9-2 の(1)工事に従事した建設技能者の人数の合計が1人以上と回答した方のみ》

問 9-3 この工事に従事した貴社が直接雇用する建設技能者のうち、元請企業等から直接手当※1を受け取っている人数と、その手当の一人当たりの平均額を教えてください。日額の手当の場合は、月額に換算してください。(該当する建設技能者がいない場合は、建設技能者の人数欄に「0」と記入してください)。

(1)元請企業等から直接手当を受け取っている建設技能者の人数(実人数)※2	(2)元請企業等から直接支払われる手当の一人当たりの平均額(月額)
人	→P38 選択肢 6 より記入

※1 「直接手当」とは、優良技能者認定制度等の手当のことです。 https://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_2.html

※2 「建設技能者の人数」は、工事に従事した延べ人数ではなく、実際の人数(実人数)を記入してください。

<労務費について>

問 9-4 法定福利費の算出根拠となる労務費総額を内訳明示した見積書を直近上位会社(注文者)から提出するように指示は受けていますか(回答は一つ)。

1. 指示を受けた
2. 指示を受けていない

問 9-5 この工事における直近上位会社(注文者)との取引についてお伺いします。直近上位会社(注文者)に対して提出した見積書に、労務費は明示しましたか(回答は一つ)。

1. 明示した
2. 明示しなかった
3. わからない
4. その他(記述:)

《問 9-6 は問 9-5 で「1」と回答した方のみ》

問 9-6 提出した見積書では、別紙を含め、内訳明細書として歩掛を用いた労務費を明示しましたか（回答は一つ）。

1. 明示した
2. 明示しなかった
3. 自社の歩掛を把握していない
4. その他（記述： ）

《問 9-7 は、問 9-5 で「1」と回答した方のみ》

問 9-7 労務費を内訳明示した見積書は、誰が作成した様式のものですか（回答は一つ）。

1. 専門工事業団体が作成した「標準見積書」
2. 貴社が作成した「見積書」
3. 直近上位会社（注文者）が作成した「見積書」
4. 国が作成した見積書「様式例」
5. その他（記述： ）

《問 9-8 は問 9-5 で「1」と回答した方のみ》

問 9-8 実際に受け取ることの出来た労務費について、見積書に明示した額に対する割合を教えてください（回答は一つ）。

- | | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 1. 100%（あるいはそれ以上）を受け取った | 5. 0%以上～20%未満を受け取った |
| 2. 80%以上～100%未満を受け取った | 6. わからない |
| 3. 50%以上～80%未満を受け取った | 7. その他（記述： ） |
| 4. 20%以上～50%未満を受け取った | |

問 9-9 この工事において、価格交渉の際に「労務費の基準値」を活用しましたか（回答は一つ）。

1. 基準値をそのまま利用した
2. 基準値を補正して利用した
3. （基準値が公表されているが）利用しなかった
4. 基準値が公表されていない職種だった
5. 基準値について知らない
6. 価格交渉していない
7. その他（記述： ）

問 9-10 コミットメント条項について知っていますか（回答は一つ）。

1. 知っており、内容も把握している
2. 知っており、内容も一部把握している
3. 知っているが、内容は把握していない
4. 知らない

《問 9-11 は、問 9-10 で「1」「2」「3」と回答した方のみ》

問 9-11 この工事において、コミットメント条項を導入しましたか（回答は一つ）。

1. コミットメント条項（A）を導入した
2. コミットメント条項（B）を導入した
3. コミットメント条項は導入していない
4. わからない
5. その他（記述： ）

<材料費について>

問 9-12 直近上位会社（注文者）に対して、材料費を見積書に記載・計上しましたか（回答は一つ）。

1. 「材料費」を材料の種類ごとに費用を記載・計上した
2. 「材料費」として一括で見積書に記載・計上した
3. 「材料費」については、記載・計上していない

《問 9-13 は、問 9-12 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 9-13 実際に受け取ることの出来た材料費について、見積書に記載・計上した額に対する割合で教えてください(回答は一つ)。

1. 100%(あるいはそれ以上)を受け取った
2. 80%以上～100%未満を受け取った
3. 50%以上～80%未満を受け取った
4. 20%以上～50%未満を受け取った
5. 0%以上～20%未満を受け取った
6. わからない
7. その他(記述:)

＜安全衛生経費について＞

問 9-14 この工事において、足場(組立作業、または費用負担が発生したもの)を設置しましたか(回答は一つ)。

1. 設置した
2. 設置していない
3. その他(記述:)

問 9-15 この工事における直近上位会社(注文者)との取引についてお伺いします。「安全衛生対策項目の確認表」を使用して、安全衛生対策の実施者および経費負担者を明確にしましたか(回答は一つ)。

1. 「安全衛生対策項目の確認表」を使用して、明確にした
2. 「安全衛生対策項目の確認表」は使用せず、明確にした
3. 明確にしていない

《問 9-16 は、問 9-15 で「1」と回答した方のみ》

問 9-16 「安全衛生対策項目の確認表」について、使用している様式を教えてください(回答は一つ)。

1. 所属団体が作成した「確認表」
2. 貴社が作成した「確認表」
3. 下請・協力企業が作成した「確認表」
4. 国交省が作成した「確認表(参考ひな型)」
5. その他(記述:)

《問 9-17 は、問 9-15 で「1」と回答した方のみ》

問 9-17 安全衛生対策項目の確認表は、どちらが作成し提示しましたか(回答は一つ)。

1. 貴社が作成し、直近上位会社(注文者)に提示した
2. 直近上位会社(注文者)が作成し、貴社に提示した
3. その他(記述:)

《問 9-18 は、問 9-15 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 9-18 安全衛生対策の実施者及び経費負担者を明確にする際に、問題が生じましたか(回答は一つ)。

1. 問題は生じなかった
2. 元請・下請間でどちらが実施するのか調整が難航した
3. 元請・下請間でどちらが経費負担するのか調整が難航した
4. 元請・下請間でどちらが実施及び経費負担するのか調整が難航した

《問 9-19 は、問 9-18 で「2」「3」「4」と回答した方のみ》

問 9-19 安全衛生対策の実施者及び経費負担者を明確にする際に、問題が生じた理由をおしえてください(回答はいくつでも)。

1. 安全衛生対策の実施及び費用負担範囲が明確でなかったため
2. 元請・下請間で、安全衛生対策について認識の違いがあったため
3. その他(記述:)

《問 9-20 は、問 9-15 で「3」と回答した方のみ》

問 9-20 安全衛生対策の実施者及び経費負担者を明確にしていない理由を教えてください。(回答は一つ)。

1. 明確にしなければならないとは知らなかった
2. 直近上位会社(注文者)がいつもの直近上位会社(注文者)なので必要ないと考えていた

3. 直近上位会社(注文者)から提示がなかったから
4. 直近上位会社(注文者)と調整がつかなかったから
5. 自社では安全衛生対策がわからないため
6. その他(記述:)

問 9-21 この工事における直近上位会社(注文者)との取引についてお伺いします。直近上位会社(注文者)に対して、安全衛生経費を内訳明示した見積書を提出しましたか(回答は一つ)。

1. 提出した
2. 提出しなかった
3. わからない
4. その他(記述:)

《問 9-22 は、問 9-21 で「2」と回答した方のみ》

問 9-22 安全衛生経費を内訳明示した見積書を提出しなかった理由を教えてください(複数選択可)。

1. 受注競争上不利になるため
2. 直近上位会社(注文者)との関係で提出できる雰囲気ではなかったため
3. 直近上位会社(注文者)から提出するよう指示がなかったため
4. 直近上位会社(注文者)が総価しか見ないなど、提出しても意味がないと考えたため
5. 安全衛生経費の計算方法が難しく、自社で作成することが困難であるため
6. 見積書が指定された様式であったため
7. 同業他社が提出していないため
8. 以前に提出したが受け取ってもらえなかったため
9. 直近上位会社(注文者)から提出しないように指示されたため
10. その他(記述:)

《問 9-23 は、問 9-21 で「1」と回答した方のみ》

問 9-23 直近上位会社(注文者)に内訳明示した見積書を提出した結果、どのような反応がありましたか(回答は一つ)。

1. 内訳明示した安全衛生経費を含む見積金額全額が支払われる契約となった
2. 見積総額は減額されたが安全衛生経費は減額されない契約となった
3. 内訳明示された安全衛生経費の一部のみ減額して支払われる契約となった
4. 安全衛生経費の一部を含めて減額される契約となった
5. 安全衛生経費の請求は認められなかった
6. 受け取ってもらえなかった又は受け取ってもらえたが無視された
7. その他(記述:)

《問 9-24 は、問 9-21 で「1」と回答した方のみ》

問 9-24 安全衛生経費を内訳明示した見積書は、誰が作成した様式のものでしょうか(回答は一つ)。

1. 専門工事業団体が作成した「標準見積書」
2. 貴社が作成した「見積書」
3. 直近上位会社(注文者)が作成した「見積書」
4. その他(記述:)

《問 9-25 は、問 9-21 で「1」と回答した方のみ》

問 9-25 実際に受け取ることの出来た安全衛生経費について、見積書に内訳明示した額に対する割合を教えてください(回答は一つ)。

1. 100%を受け取った
2. 80%以上～100%未満を受け取った
3. 50%以上～80%未満を受け取った
4. 20%以上～50%未満を受け取った
5. 0%以上～20%未満を受け取った
6. 見積書に明示された額以上を受け取った
7. 支払われなかった
8. その他(記述:)

＜法定福利費について＞

※問 9-26～9-32 においては、法定福利費は「健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、子ども・子育て支援金のうち、現場労働者(技能労働者)の事業主(会社)負担分」を指しております。

問 9-26 この工事において、法定福利費を内訳明示した見積書を直近上位会社(注文者)から提出するように指示は受けましたか(回答は一つ)。

1. 指示を受けた
2. 指示は受けていない

問 9-27 この工事における直近上位会社(注文者)との取引についてお伺いします。直近上位会社(注文者)に対して、「法定福利費を内訳明示した見積書」を提出しましたか(回答は一つ)。

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 提出した | 3. わからない |
| 2. 提出しなかった | 4. その他(記述:) |

《問 9-28 は、問 9-27 で「2」と回答した方のみ》

問 9-28 法定福利費を内訳明示した見積書を提出しなかった理由を教えてください(複数選択可)。

1. 受注競争上不利になるため
2. 直近上位会社(注文者)との関係で提出できる雰囲気ではなかったため
3. 直近上位会社(注文者)から提出するよう指示がなかったため
4. 直近上位会社(注文者)が総価しか見ないなど、提出しても意味がないと考えたため
5. 法定福利費の計算方法が難しく、自社で作成することが困難であるため
6. 見積書が指定された様式であったため
7. 同業他社が提出していないため
8. 以前に提出したが受け取ってもらえなかったため
9. 直近上位会社(注文者)から提出しないように指示されたため
10. その他(記述:)

《問 9-29 は、問 9-27 で「1」と回答した方のみ》

問 9-29 直近上位会社(注文者)に内訳明示した見積書を提出した結果、どのような反応がありましたか(回答は一つ)。

1. 内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった
2. 見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった
3. 内訳明示された法定福利費の一部のみ減額して支払われる契約となった
4. 法定福利費の一部を含めて減額される契約となった
5. 法定福利費の請求は認められなかった
6. 受け取ってもらえなかった又は受け取ってもらえたが無視された
7. その他(記述:)

《問 9-30 は、問 9-27 で「1」と回答した方のみ》

問 9-30 実際に受け取ることの出来た法定福利費を、見積書に内訳明示した額に対する割合を教えてください(回答は一つ)。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 100%(あるいはそれ以上)を受け取った | 5. 0%以上～20%未満を受け取った |
| 2. 80%以上～100%未満を受け取った | 6. わからない |
| 3. 50%以上～80%未満を受け取った | 7. その他(記述:) |
| 4. 20%以上～50%未満を受け取った | |

《問 9-31 は、問 9-27 で「1」と回答した方のみ》

問 9-31 この工事において、見積書に内訳明示した法定福利費額は、どのように算出しましたか(回答は一つ)。

1. 工事に必要な人工数や歩掛りを用いて算出した労務費に、社会保険料率を乗じて算出した
2. 労務費比率^{※1}を用いて算出した労務費に、社会保険料率を乗じて算出した
3. 労務費を算出せず、過去の同種工事の実績等から法定福利費を算出した^{※2}
4. その他(記述:)

※1 過去の同種工事の実績等から、標準的な労務費比率を設定

※2 工事費や工事数量あたりの平均的な法定福利費の割合を設定し、これを活用

問 9-32 この工事において貴社は、契約締結後、直近上位会社(注文者)に対し、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を提出しましたか(回答は一つ)。

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 提出した | 3. わからない |
| 2. 提出しなかった | 4. その他(記述:) |

<建設業退職金共済制度について>

《問 9-33 は、問 3-1 で「1」と回答した方のみ》

問 9-33 この工事では、直接契約する発注先企業(直接取引している注文者)に対して、建退共制度関係事務[※]を委託しましたか(回答は一つ)。

※建退共制度関係事務とは、建退共制度への加入手続、就労実績の報告等の事務を言います。

- | | |
|----------------------------|----------|
| 1. 事務を委託している | 3. わからない |
| 2. 事務を委託せず、自社で掛金の納付等を行っている | |

《問 9-34 は、問 9-33 で「2」と回答した方のみ》

問 9-34 この工事において、発注先企業（直接取引している注文者）に提出した見積書に、建退共掛金は明示しましたか。（回答は一つ）。

1. 必要金額の根拠（人数・日数）を記載した上で、明示した
2. 必要金額のみを明示した
3. 明示しなかった
4. わからない
5. その他（記述：_____）

《問 9-35 は、問 9-34 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 9-35 実際に受け取ることの出来た建退共掛金について、見積書に記載・計上した額に対する割合で教えてください（回答は一つ）。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 100%（あるいはそれ以上）を受け取った | 5. 0%以上～20%未満を受け取った |
| 2. 80%以上～100%未満を受け取った | 6. わからない |
| 3. 50%以上～80%未満を受け取った | 7. その他（記述：_____） |
| 4. 20%以上～50%未満を受け取った | |

《問 9-36 は、問 9-34 で「3」と回答した方のみ》

問 9-36 建退共掛金を内訳明示した見積書を提出しなかった理由を教えてください（複数選択可）。

1. 受注競争上不利になるため
2. 直近上位会社（注文者）との関係で提出できる雰囲気ではなかったため
3. 直近上位会社（注文者）から提出するよう指示がなかったため
4. 直近上位会社（注文者）が総価しか見ないなど、提出しても意味がないと考えたため
5. 建退共掛金の計算方法が難しく、自社で作成することが困難であるため
6. 見積書が指定された様式であったため
7. 同業他社が提出していないため
8. 以前に提出したが受け取ってもらえなかったため
9. 直近上位会社（注文者）から提出しないように指示されたため
10. その他（記述：_____）

＜建設キャリアアップシステムについて＞

《問 9-37 は、問 4-1 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 9-37 この工事では、建設キャリアアップシステムを活用しましたか（回答は一つ）。

※建設キャリアアップシステムの活用とは就業履歴の蓄積（カードタッチ等）を実施していることを言います。

1. 活用した
2. 活用していない

＜快適なトイレについて＞

問 9-38 この工事では、快適なトイレが設置されていましたか（回答は一つ）。

※「快適なトイレ」とは、国土交通省が標準仕様を設定する「快適トイレ」や、女性専用トイレなどを指します。詳細は以下事例集もご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001873278.pdf>

1. 設置されていた
2. 設置されていなかった

下請として請け負った民間発注工事について

▼本ページの設問は、令和7年10月以降、下請として請け負った民間発注工事がある方にのみお尋ねするものです。
 該当工事のなかから、貴社が直接雇用する建設技能者の賃金状況等がわかる、直近で終了した一現場を選んで、設問にお答えください（直接雇用する建設技能者がいない場合も直近で終了した一現場を選んでお答えください）。
 なお、この期間に下請として請け負った民間発注工事がない場合は、ここでアンケートは終了となります。

問 10-1 回答する工事の概要について記入してください。

工事全体について			
a 工事の場所 (都道府県)			
b 工事の施主 (回答は一つ)	1. 建設業・不動産業、住宅メーカー 2. サービス業(卸売・小売・飲食・金融・保険等) 3. 製造業 4. 運輸・交通・情報通信業 5. 電気・ガス・熱供給・水道業、その他 6. 個人 7. わからない	c 施主の発注金額 (回答は一つ)	→P38 選択肢 1 より記入
貴社の請負工事について			
d 元請企業※1 (回答は一つ)	1. スーパーゼネコン 3. ハウスメーカー 5. 地場の建設企業 2. 総合工事業(全国展開) 4. 職別工事業・設備工事業(全国展開) 6. その他、製造業等		
e 請負工事の種類 (回答は一つ)	→P2 選択肢許可業種より記入	f 工事の請負額 (回答は一つ)	→P38 選択肢 1 より記入
		g 請負工事の階層 (回答は一つ)	→P38 選択肢 5 より記入

※1 「2 総合工事業(全国展開)」全国的に展開する総合工事業者／「3 ハウスメーカー」全国的に展開する住宅建設企業。／「4 職別工事業・設備工事業(全国展開)」全国的に展開している職別工事業者(サブコン)、設備工事業者／「5 地場の建設企業」単独・少数の都道府県を拠点とする建設企業／「6 その他、製造業等」上記に該当しない製造業等、その他に分類される企業

問 10-2 この工事に従事した貴社の直接雇用する下記職階別建設技能者の人数と、貴社が支払った平均賃金(日額)の額面金額を、職階別に教えてください。月給制を採用している場合は、日額に換算して選択してください

(該当する建設技能者がいない場合は、建設技能者の人数欄に「0」と記入してください)。

職階	(1)工事に従事した建設技能者数(実人数)※1	(2)建設技能者の平均賃金(日額)※2	(3)令和7年10月以降の賃金改定の有無	(4)改定された場合、その改定率
a 職長※3	人	→P38 選択肢 2 より記入	→P38 選択肢 3 より記入	→P38 選択肢 4 より記入
b 班長等※4	人	→P38 選択肢 2 より記入	→P38 選択肢 3 より記入	→P38 選択肢 4 より記入
c その他の建設技能者※5	人	→P38 選択肢 2 より記入	→P38 選択肢 3 より記入	→P38 選択肢 4 より記入

※1 「建設技能者の人数」は、工事に従事した延べ人数ではなく、実際の人数(実人数)を記入してください。

※2 「平均賃金(日額)」は、基本給、社会保険料の個人負担分、諸手当、実物給与を含む日額の平均額を指します。時間外手当や休日手当等は含みません。手取り額ではなく、額面金額を選択してください。月給など月額をもとに日額に換算する場合は、まず各人ごとの日額賃金の値を算出した後、全員の合計値を人数で割って値を算出してください。

※3 「職長」は他の労働者を指導する立場かつ職長研修を受講した労働者を指します。

※4 「班長等」は職長以外で、他の労働者を指導する立場の労働者を指します。

※5 「その他の建設技能者」は職長、班長等以外の労働者を指します。

《問 10-3 は問 10-2 の(1)工事に従事した建設技能者の人数の合計が1人以上と回答した方のみ》

問 10-3 この工事に従事した貴社が直接雇用する建設技能者のうち、元請企業等から直接手当※1を受け取っている人数と、その手当の一人当たりの平均額を教えてください。日額の手当の場合は、月額に換算してください。(該当する建設技能者がいない場合は、建設技能者の人数欄に「0」と記入してください)。

(1)元請企業等から直接手当を受け取っている建設技能者の人数(実人数)※2	(2)元請企業等から直接支払われる手当の一人当たりの平均額(月額)
人	→P38 選択肢 6 より記入

※1 「直接手当」とは、優良技能者認定制度等の手当のことです。 https://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_2.html

※2 「建設技能者の人数」は、工事に従事した延べ人数ではなく、実際の人数(実人数)を記入してください。

<労務費について>

問 10-4 法定福利費の算出根拠となる労務費総額を内訳明示した見積書を直近上位会社(注文者)から提出するように指示は受けていますか(回答は一つ)。

1. 指示を受けた
2. 指示を受けていない

問 10-5 この工事における直近上位会社(注文者)との取引についてお伺いします。直近上位会社(注文者)に対して提出した見積書に、労務費は明示しましたか(回答は一つ)。

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 明示した | 3. わからない |
| 2. 明示しなかった | 4. その他(記述:) |

《問 10-6 は問 10-5 で「1」と回答した方のみ》

問 10-6 提出した見積書では、別紙を含め、内訳明細書として歩掛を用いた労務費を明示しましたか(回答は一つ)。

1. 明示した
2. 明示しなかった
3. 自社の歩掛を把握していない
4. その他(記述:)

《問 10-7 は、問 10-5 で「1」と回答した方のみ》

問 10-7 労務費を内訳明示した見積書は、誰が作成した様式のものですか(回答は一つ)。

1. 専門工事業団体が作成した「標準見積書」
2. 貴社が作成した「見積書」
3. 直近上位会社(注文者)が作成した「見積書」
4. 国が作成した見積書「様式例」
5. その他(記述:)

《問 10-8 は問 10-5 で「1」と回答した方のみ》

問 10-8 実際に受け取ることの出来た労務費について、見積書に明示した額に対する割合を教えてください(回答は一つ)。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 100%(あるいはそれ以上)を受け取った | 5. 0%以上～20%未満を受け取った |
| 2. 80%以上～100%未満を受け取った | 6. わからない |
| 3. 50%以上～80%未満を受け取った | 7. その他(記述:) |
| 4. 20%以上～50%未満を受け取った | |

問 10-9 この工事において、価格交渉の際に「労務費の基準値」を活用しましたか(回答は一つ)。

1. 基準値をそのまま利用した
2. 基準値を補正して利用した
3. (基準値が公表されているが)利用しなかった
4. 基準値が公表されていない職種だった
5. 基準値について知らない
6. 価格交渉していない
7. その他(記述:)

問 10-10 コミットメント条項について知っていますか(回答は一つ)。

1. 知っており、内容も把握している
2. 知っており、内容も一部把握している
3. 知っているが、内容は把握していない
4. 知らない

《問 10-11 は、問 10-10 で「1」「2」「3」と回答した方のみ》

問 10-11 この工事において、コミットメント条項を導入しましたか(回答は一つ)。

1. コミットメント条項(A)を導入した
2. コミットメント条項(B)を導入した
3. コミットメント条項は導入していない
4. わからない
5. その他(記述:)

<材料費について>

問 10-12 直近上位会社(注文者)に対して、材料費を見積書に記載・計上しましたか(回答は一つ)。

1. 「材料費」を材料の種類ごとに費用を記載・計上した

2. 「材料費」として一括で見積書に記載・計上した
3. 「材料費」については、記載・計上していない

《問 10-13 は、問 10-12 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 10-13 実際に受け取ることの出来た材料費について、見積書に記載・計上した額に対する割合で教えてください(回答は一つ)。

1. 100%(あるいはそれ以上)を受け取った
2. 80%以上～100%未満を受け取った
3. 50%以上～80%未満を受け取った
4. 20%以上～50%未満を受け取った
5. 0%以上～20%未満を受け取った
6. わからない
7. その他(記述:)

＜安全衛生経費について＞

問 10-14 この工事において、足場(組立作業、または費用負担が発生したもの)を設置しましたか(回答は一つ)。

1. 設置した
2. 設置していない
3. その他(記述:)

問 10-15 この工事における直近上位会社(注文者)との取引についてお伺いします。「安全衛生対策項目の確認表」を使用して、安全衛生対策の実施者および経費負担者を明確にしましたか(回答は一つ)。

1. 「安全衛生対策項目の確認表」を使用して、明確にした
2. 「安全衛生対策項目の確認表」は使用せず、明確にした
3. 明確にしていない

《問 10-16 は、問 10-15 で「1」と回答した方のみ》

問 10-16 「安全衛生対策項目の確認表」について、使用している様式を教えてください(回答は一つ)。

1. 所属団体が作成した「確認表」
2. 貴社が作成した「確認表」
3. 下請・協力企業が作成した「確認表」
4. 国交省が作成した「確認表(参考ひな型)」
5. その他(記述:)

《問 10-17 は、問 10-15 で「1」と回答した方のみ》

問 10-17 安全衛生対策項目の確認表は、どちらが作成し提示しましたか(回答は一つ)。

1. 貴社が作成し、直近上位会社(注文者)に提示した
2. 直近上位会社(注文者)が作成し、貴社に提示した
3. その他(記述:)

《問 10-18 は、問 10-15 で「1」「2」と回答した方のみ》

問 10-18 安全衛生対策の実施者及び経費負担者を明確にする際に、問題が生じることはありましたか(回答は一つ)。

1. 問題は生じなかった
2. 元請・下請間でどちらが実施するのか調整が難航した
3. 元請・下請間でどちらが経費負担するのか調整が難航した
4. 元請・下請間でどちらが実施及び経費負担するのか調整が難航した

《問 10-19 は、問 10-18 で「2」「3」「4」と回答した方のみ》

問 10-19 安全衛生対策の実施者及び経費負担者を明確にする際に、問題が生じた理由を教えてください(複数選択可)。

1. 安全衛生対策の実施及び費用負担範囲が明確でなかったため
2. 元請・下請間で、安全衛生対策について認識の違いがあったため
3. その他(記述:)

《問 10-20 は、問 10-15 で「3」と回答した方のみ》

問 10-20 安全衛生対策の実施者及び経費負担者を明確にしていけない理由を教えてください。(回答は一つ)。

1. 明確にしなければならないとは知らなかった
2. 直近上位会社(注文者)がいつもの直近上位会社(注文者)なので必要ないと考えていた
3. 直近上位会社(注文者)から提示がなかったから
4. 直近上位会社(注文者)と調整がつかなかったから
5. 自社では安全衛生対策がわからないため
6. その他(記述:)

問 10-21 この工事における直近上位会社(注文者)との取引についてお伺いします。直近上位会社(注文者)に対して、安全衛生経費を内訳明示した見積書を提出しましたか(回答は一つ)。

1. 提出した
2. 提出しなかった
3. わからない
4. その他(記述:)

《問 10-22 は、問 10-21 で「2」と回答した方のみ》

問 10-22 安全衛生経費を内訳明示した見積書を提出しなかった理由を教えてください(複数選択可)。

1. 受注競争上不利になるため
2. 直近上位会社(注文者)との関係で提出できる雰囲気ではなかったため
3. 直近上位会社(注文者)から提出するよう指示がなかったため
4. 直近上位会社(注文者)が総価しか見ないなど、提出しても意味がないと考えたため
5. 安全衛生経費の計算方法が難しく、自社で作成することが困難であるため
6. 見積書が指定された様式であったため
7. 同業他社が提出していないため
8. 以前に提出したが受け取ってもらえなかったため
9. 直近上位会社(注文者)から提出しないように指示されたため
10. その他(記述:)

《問 10-23 は、問 10-21 で「1」と回答した方のみ》

問 10-23 直近上位会社(注文者)に内訳明示した見積書を提出した結果、どのような反応がありましたか(回答は一つ)。

1. 内訳明示した安全衛生経費を含む見積金額全額が支払われる契約となった
2. 見積総額は減額されたが安全衛生経費は減額されない契約となった
3. 内訳明示された安全衛生経費の一部のみ減額して支払われる契約となった
4. 安全衛生経費の一部を含めて減額される契約となった
5. 安全衛生経費の請求は認められなかった
6. 受け取ってもらえなかった又は受け取ってもらえたが無視された
7. その他(記述:)

《問 10-24 は、問 10-21 で「1」と回答した方のみ》

問 10-24 安全衛生経費を内訳明示した見積書は、誰が作成した様式のものですか(回答は一つ)。

1. 専門工事業団体が作成した「標準見積書」
2. 貴社が作成した「見積書」
3. 直近上位会社(注文者)が作成した「見積書」
4. その他(記述:)

《問 10-25 は、問 10-21 で「1」と回答した方のみ》

問 10-25 実際に受け取ることの出来た安全衛生経費について、見積書に内訳明示した額に対する割合を教えてください(回答は一つ)。

1. 100%を受け取った
2. 80%以上～100%未満を受け取った
3. 50%以上～80%未満を受け取った
4. 20%以上～50%未満を受け取った
5. 0%以上～20%未満を受け取った
6. 見積書に明示された額以上を受け取った
7. 支払われなかった
8. その他(記述:)

＜法定福利費について＞

※問 10-26～10-32 においては、法定福利費は「健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、子ども・子育て支援金のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主（会社）負担分」を指しております。

問 10-26 この工事において、法定福利費を内訳明示した見積書を直近上位会社（注文者）から提出するように指示は受けましたか（回答は一つ）。

1. 指示を受けた
2. 指示は受けていない

問 10-27 この工事における直近上位会社（注文者）との取引についてお伺いします。直近上位会社（注文者）に対して、「法定福利費を内訳明示した見積書」を提出しましたか（回答は一つ）。

1. 提出した
2. 提出しなかった
3. わからない
4. その他（記述：_____）

《問 10-28 は、問 10-27 で「2」と回答した方のみ》

問 10-28 法定福利費を内訳明示した見積書を提出しなかった理由を教えてください（複数選択可）。

1. 受注競争上不利になるため
2. 直近上位会社（注文者）との関係で提出できる雰囲気ではなかったため
3. 直近上位会社（注文者）から提出するよう指示がなかったため
4. 直近上位会社（注文者）が総価しか見ないなど、提出しても意味がないと考えたため
5. 法定福利費の計算方法が難しく、自社で作成することが困難であるため
6. 見積書が指定された様式であったため
7. 同業他社が提出していないため
8. 以前に提出したが受け取ってもらえなかったため
9. 直近上位会社（注文者）から提出しないように指示されたため
10. その他（記述：_____）

《問 10-29 は、問 10-27 で「1」と回答した方のみ》

問 10-29 直近上位会社（注文者）に内訳明示した見積書を提出した結果、どのような反応がありましたか（回答は一つ）。

1. 内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった
2. 見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった
3. 内訳明示された法定福利費の一部のみ減額して支払われる契約となった
4. 法定福利費の一部を含めて減額される契約となった
5. 法定福利費の請求は認められなかった
6. 受け取ってもらえなかった又は受け取ってもらえたが無視された
7. その他（記述：_____）

《問 10-30 は、問 10-27 で「1」と回答した方のみ》

問 10-30 実際に受け取ることの出来た法定福利費について、見積書に内訳明示した額に対する割合を教えてください（回答は一つ）。

1. 100%（あるいはそれ以上）を受け取った
2. 80%以上～100%未満を受け取った
3. 50%以上～80%未満を受け取った
4. 20%以上～50%未満を受け取った
5. 0%以上～20%未満を受け取った
6. わからない
7. その他（記述：_____）

《問 10-31 は、問 10-27 で「1」と回答した方のみ》

問 10-31 この工事において、見積書に内訳明示した法定福利費額は、どのように算出しましたか（回答は一つ）。

1. 工事に必要な人工数や歩掛りを用いて算出した労務費に、社会保険料率を乗じて算出した
2. 労務費比率※¹を用いて算出した労務費に、社会保険料率を乗じて算出した
3. 労務費を算出せず、過去の同種工事の実績等から法定福利費を算出した※²
4. その他（記述：_____）

※¹ 過去の同種工事の実績等から、標準的な労務費比率を設定

※² 工事費や工事数量あたりの平均的な法定福利費の割合を設定し、これを活用

問 10-32 この工事において貴社は、契約締結後、直近上位会社（注文者）に対し、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を提出しましたか（回答は一つ）。

1. 提出した
2. 提出しなかった
3. わからない
4. その他（記述：_____）

設問の選択肢

選択肢1 工事の請負額 1 1000 万円未満 2 1000 万円～5000 万円未満 3 5000 万円～1 億円未満 4 1 億円～5 億円未満 5 5 億円～10 億円未満 6 10 億円～50 億円未満 7 50 億円以上 8 わからない	選択肢2 建設技能者の平均賃金 1 5,000 円未満 2 5,000 円～10,000 円未満 3 10,000 円～15,000 円未満 4 15,000 円～20,000 円未満 5 20,000 円～25,000 円未満 6 25,000 円～30,000 円未満 7 30,000 円～35,000 円未満 8 35,000 円～40,000 円未満 9 40,000 円～45,000 円未満 10 45,000 円～50,000 円未満 11 50,000 円以上 12 わからない	選択肢3 賃金改定の有無 1 改定した(引き上げた) 2 改定しなかった 3 改定した(引き下げた) 4 わからない
選択肢4 賃金改定の改定率 1 0%～1%未満 2 1%～2%未満 3 2%～3%未満 4 3%～4%未満 5 4%～5%未満 6 5%～10%未満 7 10%以上 8 わからない	選択肢6 建設技能者の平均手当(月額) 1 10,000 円未満 2 10,000 円～20,000 円未満 3 20,000 円～30,000 円未満 4 30,000 円～40,000 円未満 5 40,000 円～50,000 円未満 6 50,000 円～60,000 円未満 7 60,000 円～70,000 円未満 8 70,000 円～80,000 円未満 9 80,000 円～90,000 円未満 10 90,000 円～100,000 円未満 11 100,000 円以上 12 わからない	

選択肢5 貴社の主な階層

1 主に一次下請業者※¹ (元請業者から工事を請け負っている立場)
 2 主に二次下請業者※² (一次下請業者から工事を請け負っている立場)
 3 主に三次下請業者※³ (二次下請業者から工事を請け負っている立場)
 4 主に四次以降の下請業者※⁴ (三次以降の下請業者から工事を請け負っている立場)

```

graph LR
    A[発注者] --> B[元請]
    B --> C1[※1  
一次下請]
    B --> C2[一次下請]
    C1 --> D1[※2  
二次下請]
    C1 --> D2[二次下請]
    C2 --> D1
    C2 --> D2
    D1 --> E1[※3  
三次下請]
    D1 --> E2[三次下請]
    D2 --> E1
    D2 --> E2
    E1 --> F1[※4  
四次下請以降]
    E1 --> F2[四次下請以降]
    E2 --> F1
    E2 --> F2
    F1 --> G1[四次下請以降]
    F1 --> G2[四次下請以降]
    F2 --> G1
    F2 --> G2
    G1 --> H1[四次下請以降]
    G1 --> H2[四次下請以降]
    G2 --> H1
    G2 --> H2
  
```